

第12次倉吉市総合計画

元気なまち、
くらしよし、
未来へ!



令和3年3月



倉吉市



第12次 倉吉市総合計画



～元気なまち、くらしよし、未来へ！～

本市では、昭和28年の市政施行以来、東大山の豊かな水と土壤に培われた自然を育みながら、歴史・文化を活かしたまちづくりを進めてきました。

特に、江戸時代後期からの建物が残る白壁土蔵群は、先人から引き継がれてきた大切な財産です。また、地域コミュニティの繋がりや強さは、日常生活を支える基盤となっています。

その暮らしやすさから、「暮らし良しまち」倉吉、といつしか呼ばれるようになったこの街を私たちは誇りに思っています。

しかし、少子高齢化の進行による人口減少・超高齢社会の到来により、地域の担い手が不足し、地域コミュニティの維持が危ぶまれています。また、地球温暖化に代表される環境問題や災害の多発化・激甚化は、世界的な課題となっています。急速に進展する人工知能（AI）などの新しい技術は、生活スタイルや経済環境に変化を与えており、便利になる反面、情報格差の拡大などが懸念されています。

平成28年10月には、マグニチュード6.6、最大震度6弱の鳥取県中部地震が発生しました。多くの家屋が被災し、避難生活を余儀なくされた方も多数に上りました。また、令和2年からは、新型コロナウイルス感染症が全世界で拡大し、私たちの生活にも大きな影響を与えています。

かつて経験したことのない大きな変化は、「暮らし良し」と感じる価値観にも変化を起こしています。このような激動のときに、これからの未来を拓く、新しい総合計画を策定しました。

倉吉市に住む人、働く人、学ぶ人、行き来する人など、私たちみんなが、直面する課題に対して、自らできることを探し、行動していくことで、未来の扉が開かれるのだと思います。

そのため、計画策定にあたっては、より多くの市民の方のご意見を伺うため、ワークショップの手法を取り入れ、市民の方と共に総合計画の策定を進めたところです。

感染症の拡大や自然災害の発生などにより、いったん日常生活が失われてしまうと、行政だけの力で日常を取り戻すには限界があります。鳥取県中部地震が起こった際、大きな支えになったのは、地域コミュニティによる支え合い、助け合いの力でした。

コロナ禍のいま、地域コミュニティのなかで一人ひとりがさらに力を発揮できるまちを作り、感染症を克服したときには、以前よりも元気なまちになったと実感できるよう、一丸となって取り組んでいきたいと思えます。

令和7年春には、鳥取県立美術館がオープンする予定です。芸術が新たな輝きを放ちます。

これまでも、そして、これからもずっと、「暮らし良し」であり続けるために、「元気なまち、くらしよし、未来へ！」をスローガンに、新しい「くらしよし、倉吉」を、みんなで一緒に作り上げ、希望に満ちた未来に向かって歩んで行きましょう。

令和3年3月

倉吉市長

石田 耕太郎



第12次倉吉市総合計画 CONTENTS

第1編 序論	1
第1章 計画策定に当たって	
1. 計画策定の趣旨.....	2
2. 計画の構成と期間.....	3
(1) 計画の構成	3
①計画全体の構成	
②計画と総合戦略の関係	
(2) 計画の期間	3
第2章 市を取り巻く動向	
1. 倉吉市の概要.....	4
(1) 地勢及び立地	4
(2) 倉吉市の現状	5
①人口・世帯の状況	
②転入元・転出先の状況	
③通勤・通学の状況	
④婚姻の状況	
⑤就業及び産業の状況	
⑥観光の状況	
⑦市の財政の状況	
2. 市民参加による計画づくり.....	24
(1) 市民対話集会の実施	24
①実施概要	
②テーマ	
③主な意見	
3. 時代の潮流を踏まえた市の主要課題.....	28
(1) 人口減少の進行と超高齢社会の到来	28
(2) 地域コミュニティの再構築	28
(3) 自然災害の激甚化と感染症リスクの拡大	28
(4) 経済環境の変化への対応	29
(5) 環境問題への対応	29
(6) SDGsの推進	29
第2編 基本構想	33
まちづくりの基本理念	
1. 将来像.....	34
2. 将来像に込めた思い.....	34
3. 人口の将来見通し（人口ビジョン）	36



(1) 人口の将来見通し	36
(2) 推計方法	37
4. まちづくりの視点	38
まちづくりの視点1 人口減少社会に対応した持続可能なまちづくり	39
まちづくりの視点2 地域資源を活かしたまちづくり	39
まちづくりの視点3 芸術が輝くまちづくり	39
まちづくりの視点4 人が人を呼び込むまちづくり	39
まちづくりの視点5 住民主体のまちづくり	39
まちづくりの視点6 あらゆる差別をなくする人権尊重のまちづくり	39
まちづくりの視点7 育み、育まれるまちづくり	39
5. 倉吉市の強みを強化し、弱みを克服するために	40
6. まちづくりの基本目標	42
基本目標1 地域資源を最大限に活かして躍動するまちづくり【産業振興】	42
基本目標2 誰もが自分らしく生きることのできる共生のまちづくり【健康福祉人権】	42
基本目標3 未来を拓く人を育て、芸術が輝くまちづくり【教育文化】	42
基本目標4 安全・安心なまちづくり【生活環境】	43
基本目標5 災害に強く、快適で潤いのあるまちづくり【都市基盤】	43

第3編 基本計画.....45

第1章 基本計画とは

1. 基本計画の位置づけ	46
2. 基本計画の計画期間	46
3. 基本計画の構成	46
(1) 重点事業	46
(2) 分野別の取組方針	46
(3) 行政運営の方針	47

第2章 重点事業と分野別の取組方針

1. 重点事業 倉吉市まち・ひと・しごと創生総合戦略	48
(1) 仕事を増やし、安定した雇用を創出する	48
(2) 人と人が繋がり、新たな人の流れをつくる	48
(3) 子どもを産み育てやすい環境をつくる	48
(4) 一人ひとりが輝き、魅力的な地域をつくる	49
2. 分野別の取組方針	52

基本目標1 地域資源を最大限に活かして躍動するまちづくり【産業振興】

(1) 農畜水産業の振興（農林課）	52
(2) 企業が持つ特性・特色を活かした商工業の振興（商工観光課）	56
(3) 安定した雇用の維持と確保（商工観光課）	60
(4) 森林の適正な保全（農林課）	64
(5) 地域資源を活かした観光の振興（商工観光課）	66
(6) スポーツツーリズムの推進（地域づくり支援課）	70



基本目標2 誰もが自分らしく生きることのできる共生のまちづくり【健康福祉人権】

(7) 子育て支援の充実（子ども家庭課）	72
(8) 障がい者の社会参加と自立促進（福祉課）	76
(9) 豊かで健やかな長寿社会の実現（長寿社会課）	78
(10) 生活困窮者等の自立支援（福祉課）	82
(11) 健康づくりの推進（健康推進課）	84
(12) 人権尊重の確立と男女共同参画社会の実現（人権政策課）	88

基本目標3 未来を拓く人を育て、芸術が輝くまちづくり【教育文化】

(13) 生きる力を育む学校教育の充実（学校教育課）	92
(14) 社会全体の連携による生涯学習の推進（社会教育課）	96
(15) 文化財の保存、活用、伝承（文化財課）	100
(16) 文化・芸術活動の振興（地域づくり支援課）	104

基本目標4 安全・安心なまちづくり【生活環境】

(17) 移住定住・交流の促進（地域づくり支援課）	108
(18) 水の安定供給と適正な下水処理（上下水道局業務課）	112
(19) 廃棄物の減量と適正処理（環境課）	114
(20) 環境保全と循環型社会の構築（環境課）	116
(21) 交通安全・防犯・消費者対策の推進（防災安全課）	118

基本目標5 災害に強く、快適で潤いのあるまちづくり【都市基盤】

(22) 安全で快適に移動できる道路ネットワークの構築（管理計画課）	122
(23) 生活地域を一体化する公共交通ネットワークの充実（企画課）	124
(24) 都市と自然・歴史・文化が調和した拠点連携型のまちづくりの推進（管理計画課）	128
(25) 災害に強いまちづくりの推進（防災安全課）	132

第3章 行政経営の方針

経営方針1

(26) 市民と協働したまちづくりの推進（地域づくり支援課）	136
--------------------------------	-----

経営方針2

(27) 効果的・効率的な行政運営の推進（総務課）	140
---------------------------	-----

経営方針3

(28) 財政の健全性の確保（財政課）	144
---------------------	-----

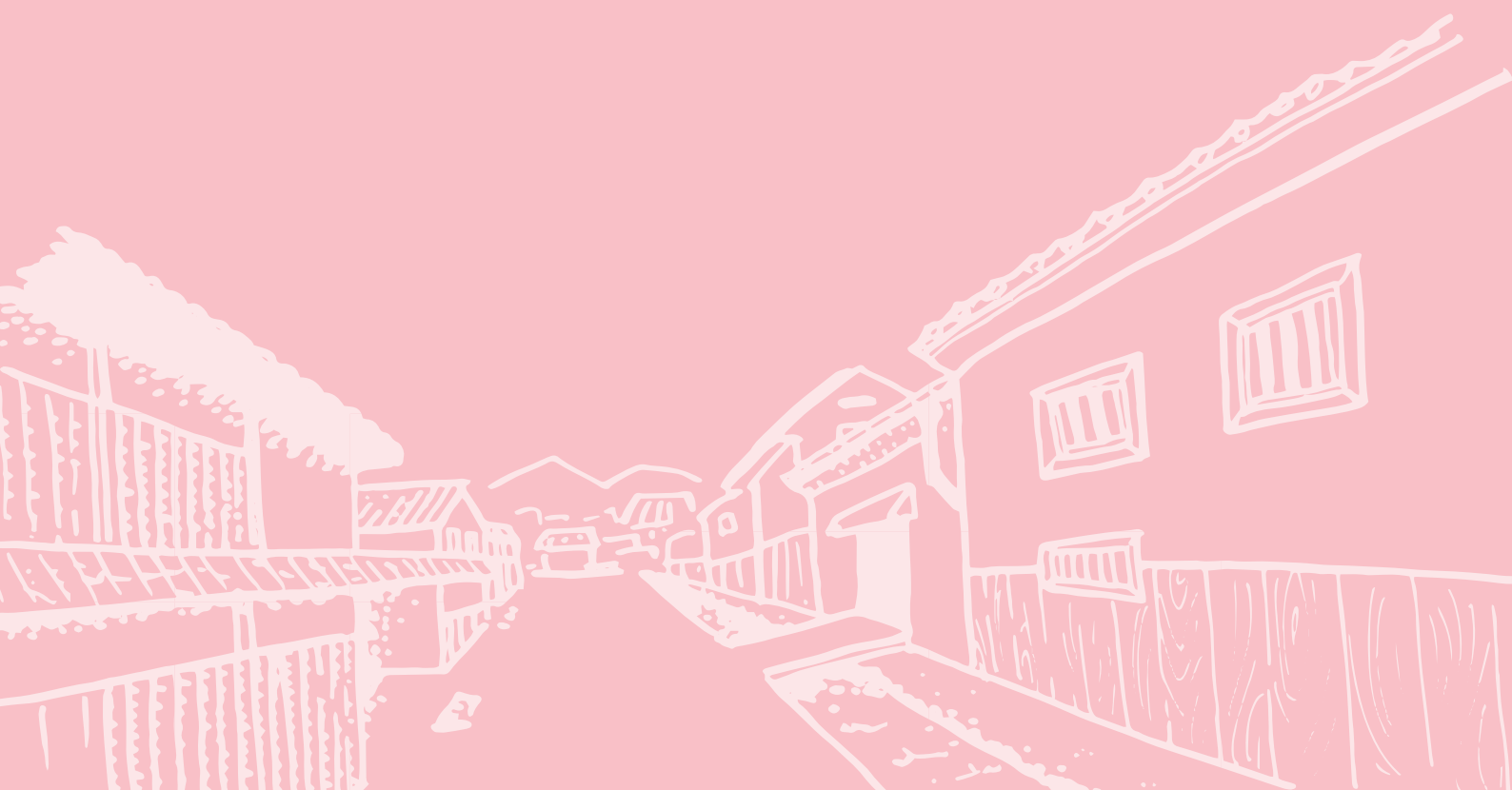
経営方針4

(29) 市政の情報発信と広聴活動の充実（企画課）	148
---------------------------	-----

資料編	151
-----	-----



第1編
序論



第1章 計画策定に当たって

1. 計画策定の趣旨

本市では、平成23（2011）年度に策定した「“くらしよし”ふるさとビジョン 第11次倉吉市総合計画」において、「愛着と誇り 未来いきいき みんなでつくる倉吉」を目指すべき将来都市像とし、令和2（2020）年度を目標年次とした効率的・効果的なまちづくりを積極的に進めてきました。

この間、我が国では、人口減少や少子高齢化の進行、地震や台風などによる大規模災害の発生、新型コロナウイルスなどの新たな感染症の拡大、経済活動のグローバル化¹・デジタル化などにより、社会経済情勢が大きく変化し、地方公共団体は多様化・高度化する地域課題に対応していくことが求められています。

そうした中で、国は、全国の地方公共団体に対し、人口減少や東京一極集中が、地域経済の縮小をもたらしささまざまな社会基盤の維持を困難にするとして、「地方創生²」を掲げ、人口減少と少子高齢化などの課題を克服し、持続可能³な地域づくりを目指すよう、国の総合戦略の趣旨を踏まえた地方版総合戦略の策定を求めました。また、激甚化する災害の事後対策から、社会経済システムの維持、被害の最小化、迅速な復旧復興を図る事前防災の重要性が教訓となり、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」が施行され、国や県など関係者相互の連携のもと市町村においても国土強靱化計画の策定を求めています。

これを受け、本市においても、平成27（2015）年度に「倉吉市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、これを第11次倉吉市総合計画の戦略プロジェクトに位置づけ、雇用の確保と子育て支援に重点的に取り組み、未来に希望が持てる暮らしよいまちづくりを進めてきました。また、激甚化する災害に対しては、令和元（2019）年度に倉吉市国土強靱化地域計画を策定し、災害を最小限に抑え、迅速に復旧・復興できる市域の構築を目指しているところです。

令和の時代、市内外の動向を把握し、その課題に対して的確に対応をしていくことで、より多くの人たちから住み続けたい、訪れたいと強く支持され、次の世代に誇れる個性豊かで充実した暮らしを実感できるまちづくりを推し進めていくため、本市における最上位計画として、第12次倉吉市総合計画を策定するものです。

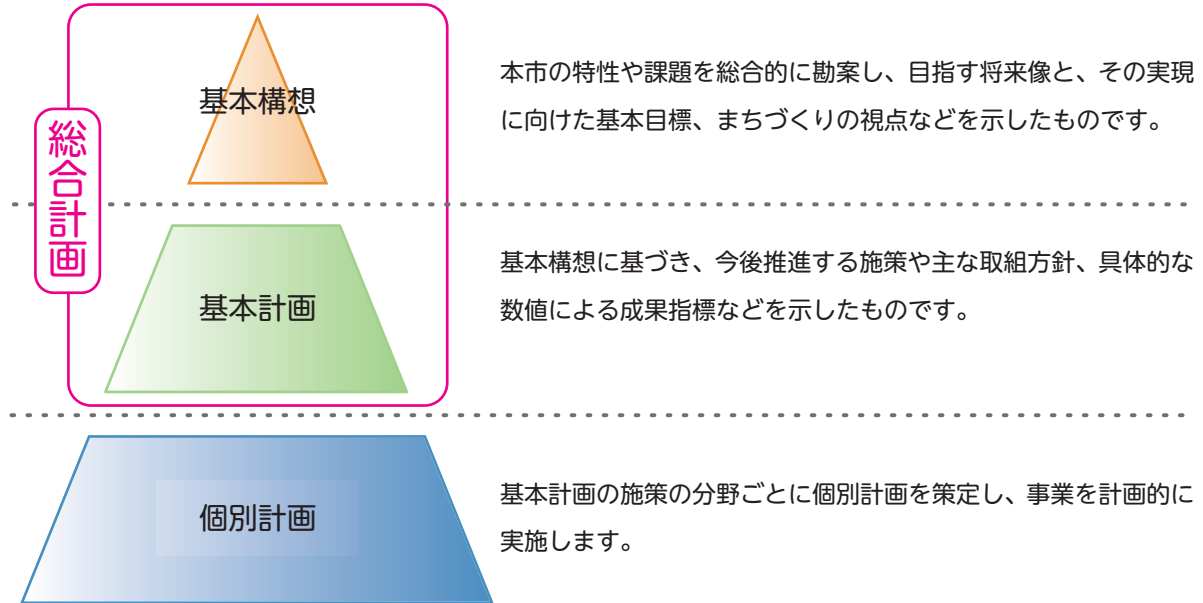
1. グローバル化：通信・交通手段の発達、経済活動等の自由化の進展などにより、人々の行き来、情報交換や経済活動などが世界的規模で行われること。
2. 地方創生：東京圏への人口の過度の集中を是正し、地方の人口減少に歯止めをかけ、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、自律的かつ持続的で魅力ある社会を作り出すこと。
3. 持続可能：経済発展のみを優先するのではなく、自然環境や社会も両立して維持することで、将来世代の利益も損ねずに長期的な視点ですべての人のニーズを満たすこと。

2. 計画の構成と期間

(1) 計画の構成

① 計画全体の構成

本計画は、基本構想と基本計画によって構成されます。このうち、基本計画は、施策の分野ごとに策定する個別計画で、より具体的なものとなります。



② 計画と総合戦略の関係

「倉吉市まち・ひと・しごと創生総合戦略」は、まち・ひと・しごと創生法第10条に定める「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき策定するもので、総合計画の重点事業に位置付け、総合計画と総合戦略を連動させて取組を進めます。

(2) 計画の期間

本計画の実施期間は、次のとおりです。

令和3年度 (2021)	4年度 (2022)	5年度 (2023)	6年度 (2024)	7年度 (2025)	8年度 (2026)	9年度 (2027)	10年度 (2028)	11年度 (2029)	12年度 (2030)
基本構想 (令和3年度～12年度)									
前期基本計画 (令和3年度～7年度)					後期基本計画 (令和8年度～12年度)				
総合戦略 (令和3年度～7年度)									

第2章 市を取り巻く動向

1. 倉吉市の概要

(1) 地勢及び立地

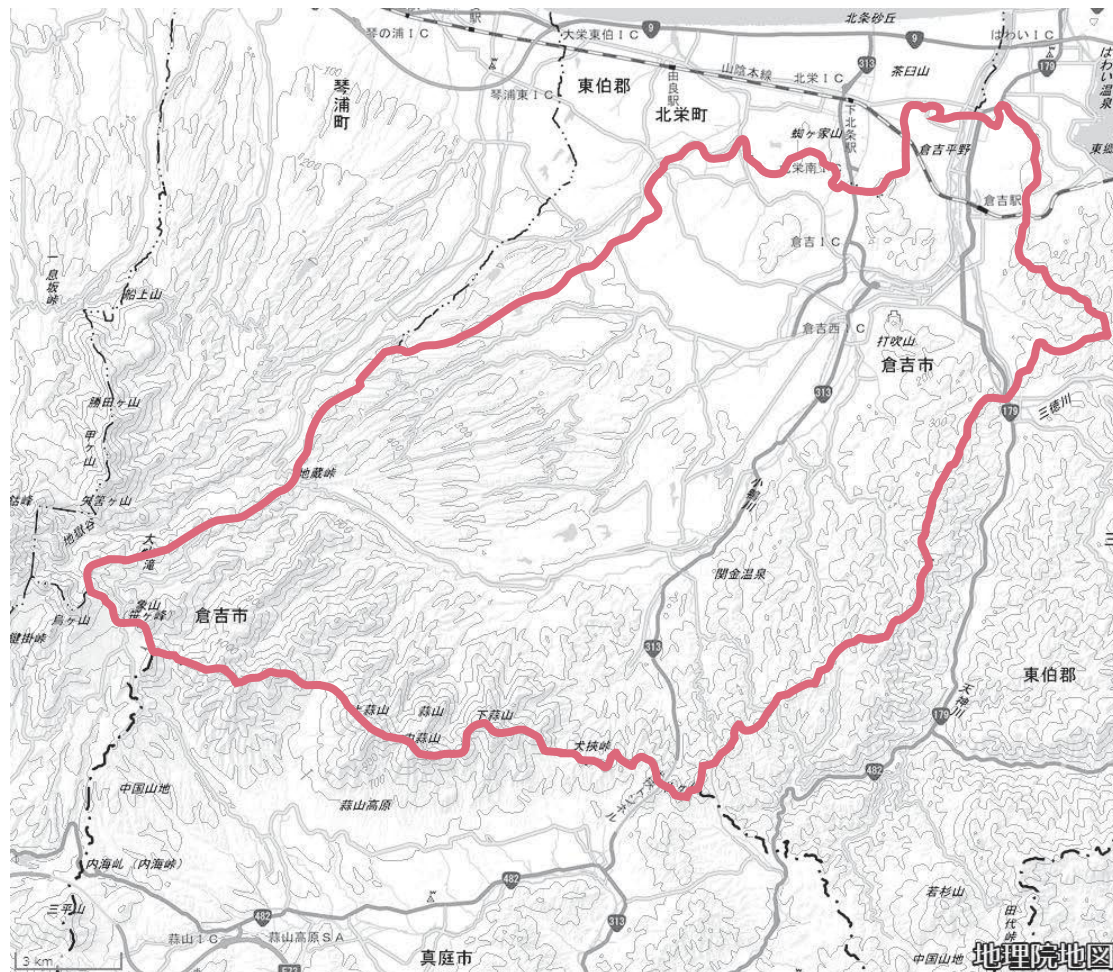
本市は、鳥取県中部に位置し、市域の総面積は272.06km²です。北は北栄町と湯梨浜町、東は三朝町、西は琴浦町と江府町、南は岡山県真庭市にそれぞれ隣接しています。

市北東部を南北に天神川が、市南西部から北東部にかけて小鴨川が流れ、市北東部にはこれらの河川に沿うように帯状に市街地が連なっています。

市街地の郊外部には、地域経済を支える農業の礎をなす肥沃な水田・畑作地帯と、市域面積の約70%を占める広大な森林が広がるほか、県道や河川沿いを中心に集落が分布しています。

また、市内には天女伝説の残る打吹山があり、その麓の打吹玉川地区には、江戸時代末期から昭和初期までのたたずまいを残し、国の重要伝統的建造物群保存地区として指定されている街並みを見ることができます。

倉吉市域図



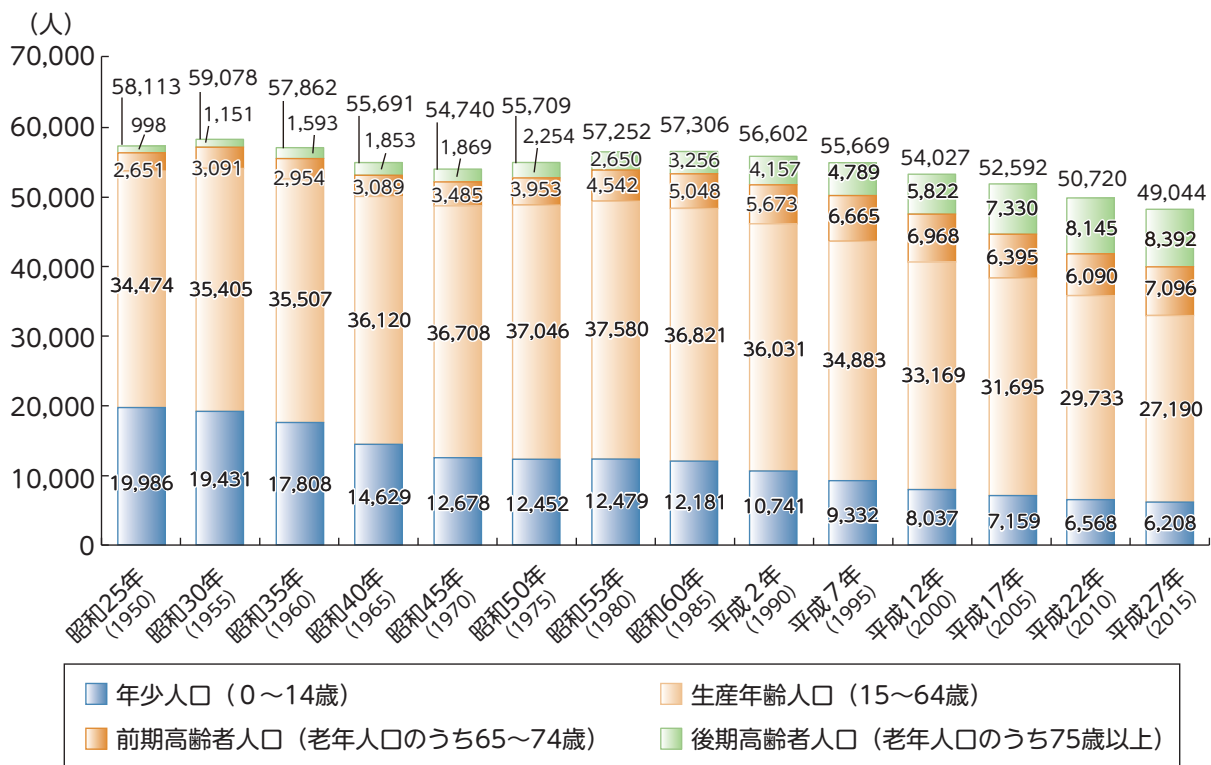
(2) 倉吉市の現状

①人口・世帯の状況

人口の推移をみると、総人口は昭和30（1955）年の59,078人をピークに減少が続いたものの、昭和50（1975）年から再び増加に転じ、昭和60（1985）年には57,306人となり、その後、平成2（1990）年以降は減少が続き、平成27（2015）年は49,044人となっています。年齢3区分別人口構成割合の推移をみると、年少人口は、昭和45（1970）年から昭和60（1985）年にかけてほぼ横ばいであるのを除いて、低下が続き、生産年齢人口も昭和55（1980）年にかけて上昇した後は、低下が続いています。逆に、老年人口は一貫して上昇が続いています。

高齢者人口の推移をみると、前期高齢者（65～74歳）は昭和35（1960）年から増加し、平成17（2005）年、平成22（2010）年と減少が続いたのち、平成27（2015）年は増加し、7,096人となっています。後期高齢者（75歳以上）は、一貫して増加しており、平成27（2015）年は8,392人と、前期高齢者よりも大きく増加しています。また、高齢化率は一貫して上昇が続き、平成27（2015）年は31.6%となっています。総人口に占める後期高齢者割合も一貫して上昇が続き、平成17（2005）年に前期高齢者割合よりも多くなり、平成27（2015）年は17.1%となっています。

年齢4区分別人口の推移



※総人口には、年齢不詳を含む場合があるため、年齢4区分別の合計と一致しない年があります。

※平成12（2000）年以前の数値は、全ての年に旧関金町分を含みます。

※昭和30（1955）年以前の数値は、旧町村分を含みます。

資料：国勢調査

年齢4区分別人口の推移

	昭和25年 (1950)	昭和30年 (1955)	昭和35年 (1960)	昭和40年 (1965)	昭和45年 (1970)	昭和50年 (1975)	昭和55年 (1980)	昭和60年 (1985)
年少人口 (0～14歳)	19,986	19,431	17,808	14,629	12,678	12,452	12,479	12,181
生産年齢人口 (15～64歳)	34,474	35,405	35,507	36,120	36,708	37,046	37,580	36,821
老年人口 (65歳以上)	3,649	4,242	4,547	4,942	5,354	6,207	7,192	8,304
前期高齢者人口 (65～74歳)	2,651	3,091	2,954	3,089	3,485	3,953	4,542	5,048
後期高齢者人口 (75歳以上)	998	1,151	1,593	1,853	1,869	2,254	2,650	3,256
総人口	58,113	59,078	57,862	55,691	54,740	55,709	57,252	57,306

	平成2年 (1990)	平成7年 (1995)	平成12年 (2000)	平成17年 (2005)	平成22年 (2010)	平成27年 (2015)
年少人口 (0～14歳)	10,741	9,332	8,037	7,159	6,568	6,208
生産年齢人口 (15～64歳)	36,031	34,883	33,169	31,695	29,733	27,190
老年人口 (65歳以上)	9,830	11,454	12,790	13,725	14,235	15,488
前期高齢者人口 (65～74歳)	5,673	6,665	6,968	6,395	6,090	7,096
後期高齢者人口 (75歳以上)	4,157	4,789	5,822	7,330	8,145	8,392
総人口	56,602	55,669	54,027	52,592	50,720	49,044

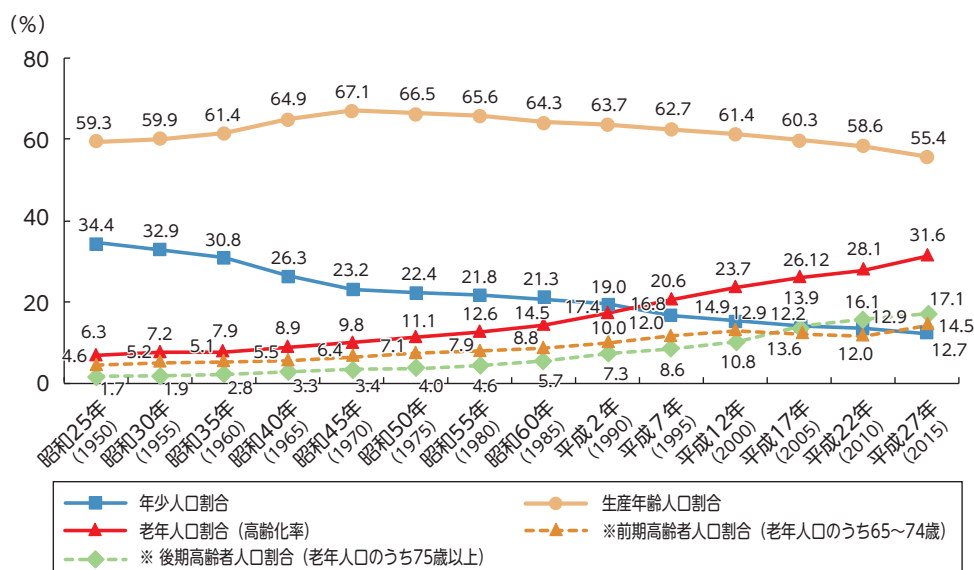
※総人口には、年齢不詳を含む場合があります。年齢4区分別の合計と一致しない年があります。

※平成12(2000)年以前の数値は、全ての年に旧関金町分を含みます。

※昭和30(1955)年以前の数値は、旧町村分を含みます。

資料：国勢調査

年齢4区分別人口構成割合の推移



※割合は、年齢不詳を除いて算出しています。

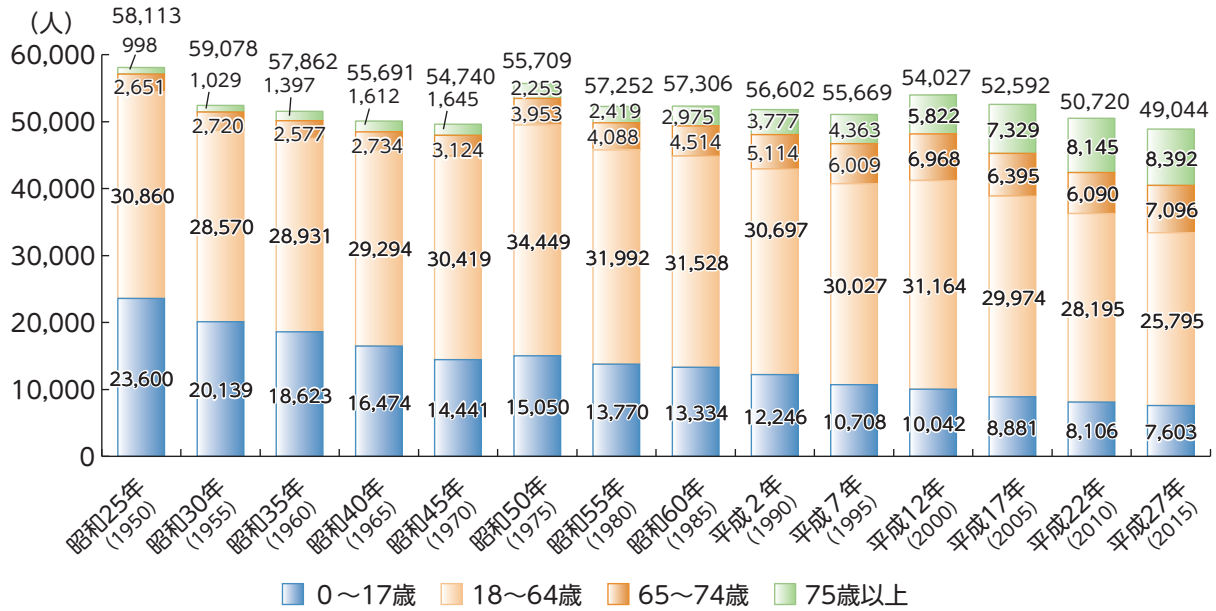
※平成12(2000)年以前の数値は、全ての年に旧関金町分を含みます。

※昭和30(1955)年以前の数値は、旧町村分を含みます。

資料：国勢調査

生産年齢人口¹（15～64歳）のうち、15～17歳の年齢は高等学校等の課程にある人が多いことから、18～64歳を区分した推移をみると、昭和50（1975）年にかけて上昇した後は、減少傾向となっています。

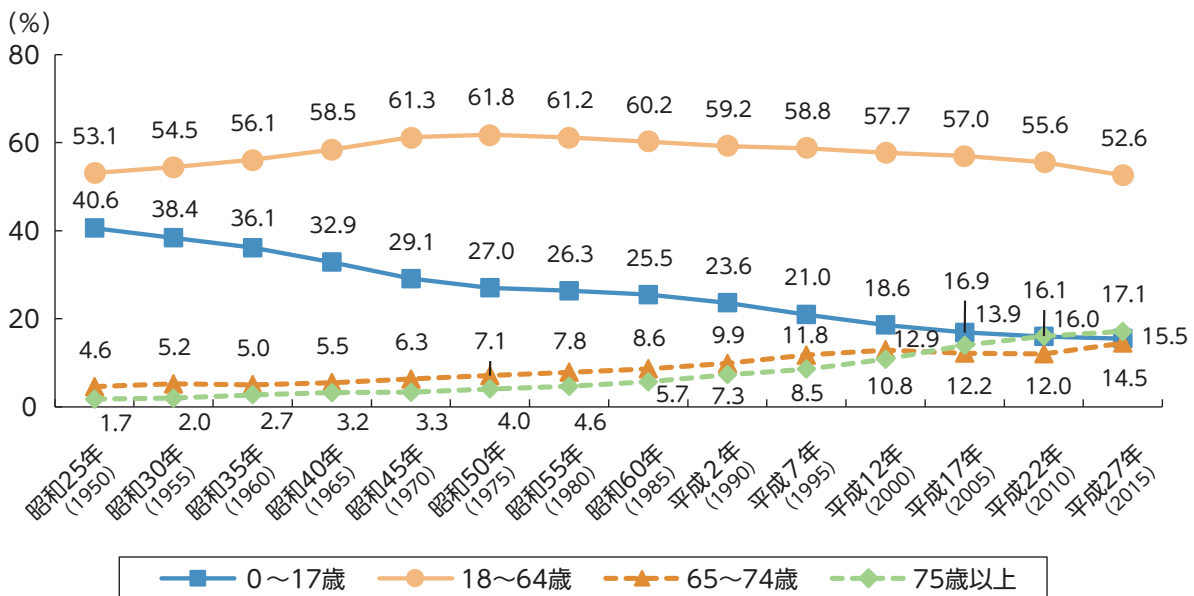
年齢4区分別人口の推移（独自集計）



※総人口には、年齢不詳を含む場合があるため、年齢4区分別の合計と一致しない年があります。
 ※平成12（2000）年以前の数値は、全ての年に旧関金町分を含みます。
 ※昭和30（1955）年以前の数値は、旧町村分を含みます。

資料：国勢調査を基に作成

年齢4区分別人口構成割合の推移（独自集計）



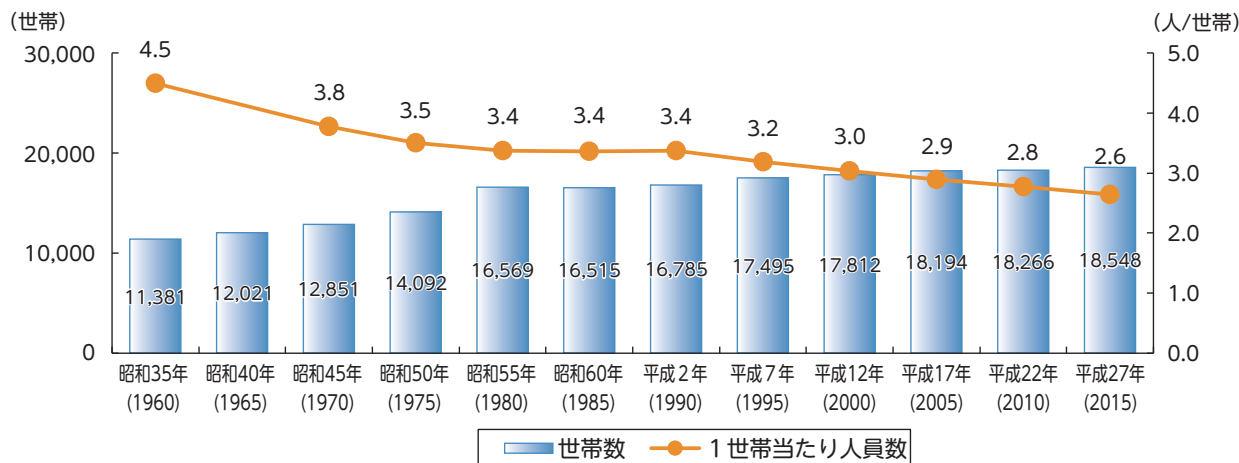
※割合は、年齢不詳を除いて算出しています。
 ※平成12（2000）年以前の数値は、全ての年に旧関金町分を含みます。
 ※昭和30（1955）年以前の数値は、旧町村分を含みます。

資料：国勢調査を基に作成

1. 生産年齢人口：生産活動の中核をなす年齢の人口層で、15歳から64歳までの人口。本計画では、生産年齢人口のほか、18歳から64歳までの人口を独自に集計した。

世帯数の推移をみると、昭和35（1960）年から上昇が続き、昭和55（1980）年から平成2（1990）年にかけて横ばいとなった後、再び増加しています。平成22（2010）年からは微増となっています。1世帯当たりの人員数は、昭和35（1960）年の4.5人から平成27（2015）年の2.6人まで一貫して減少しています。

世帯数の推移



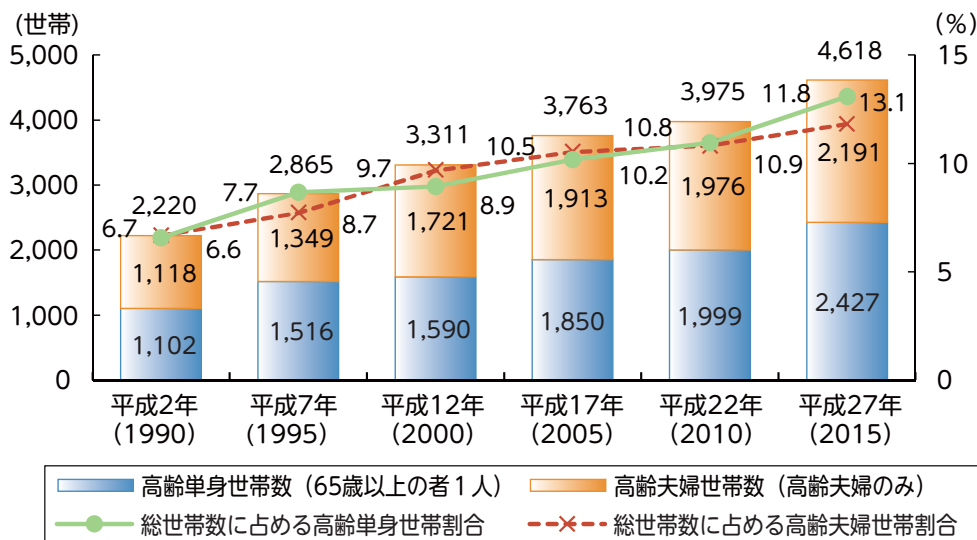
※昭和55(1980)年から平成12(2000)年の数値は、旧関金町分を含みます。
 ※昭和50(1975)年以前の数値は、旧関金町分を含みません。
 ※昭和40(1965)年の1世帯当たりの人員数は、数値が不明のため記載していません。

資料：国勢調査

高齢単身世帯数の推移を見ると、平成2（1990）年の1,102世帯から平成27（2015）年の2,427世帯までに、世帯数全体と同じく人口の減少とは反対に増加が続いています。また、高齢夫婦世帯数の推移も、平成2（1990）年の1,118世帯から平成27（2015）年の2,191世帯までと、同じく増加が続いています。

高齢単身世帯数は、平成17（2005）年度までほぼ高齢夫婦世帯数より少なく推移していましたが、平成22（2010）年からは転じて多くなっています。

高齢単身世帯数、高齢夫婦世帯、総世帯数に占める割合

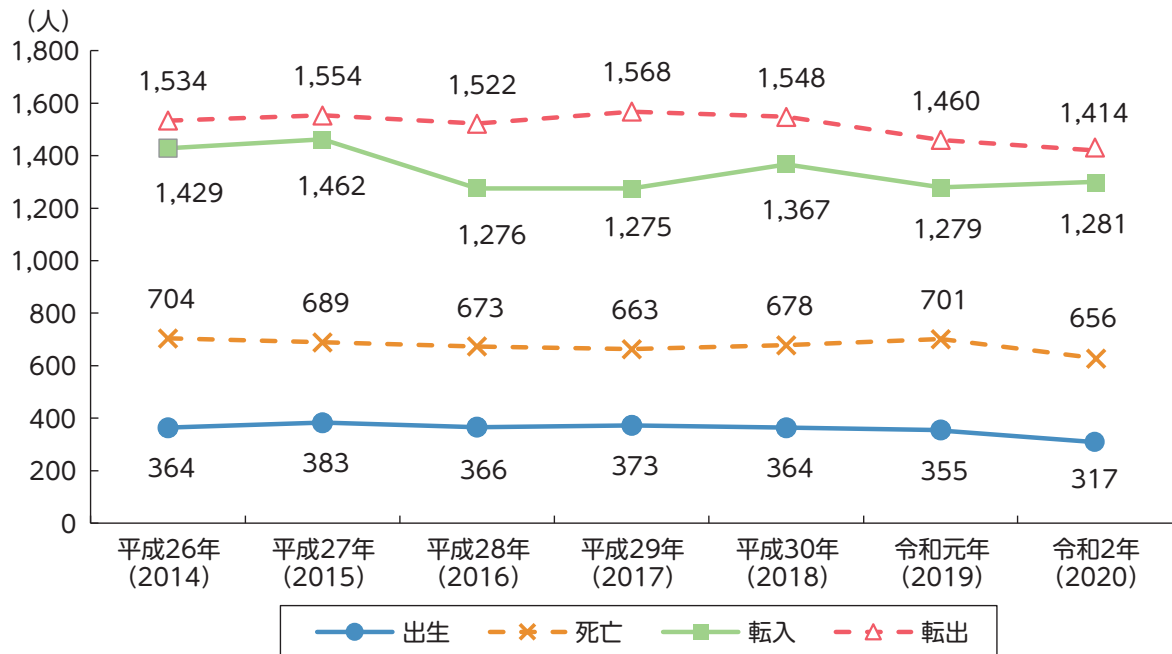


※平成12（2000）年以前の数値は、全ての年に旧関金町分を含みます。

資料：国勢調査

人口動態の推移をみると、死亡が出生を上回る自然減と転出が転入を上回る社会減の両方が続いています。死亡数と出生数には、各年大きな開きがあります。転入数と転出数では、平成28（2016）年から転入数が減少し、転出数との開きが大きくなり、平成30（2018）年からは転出数が減少し、その差が小さくなっています。

人口動態の推移



※各年1月～12月の数値。

資料：鳥取県人口移動調査



中心市街地と打吹山

② 転入元・転出先の状況

倉吉市への転入者の転入元の市町村は、鳥取市が最も多く、次いで湯梨浜町、北栄町、琴浦町、米子市、三朝町、真庭市（岡山県）からの転入が多くなっています。一方、倉吉市からの転出者の転出先の市町村は、鳥取市が最も多く、次いで湯梨浜町、米子市、北栄町、三朝町、琴浦町の順になっています。

5年前の常住地（平成27（2015）年）

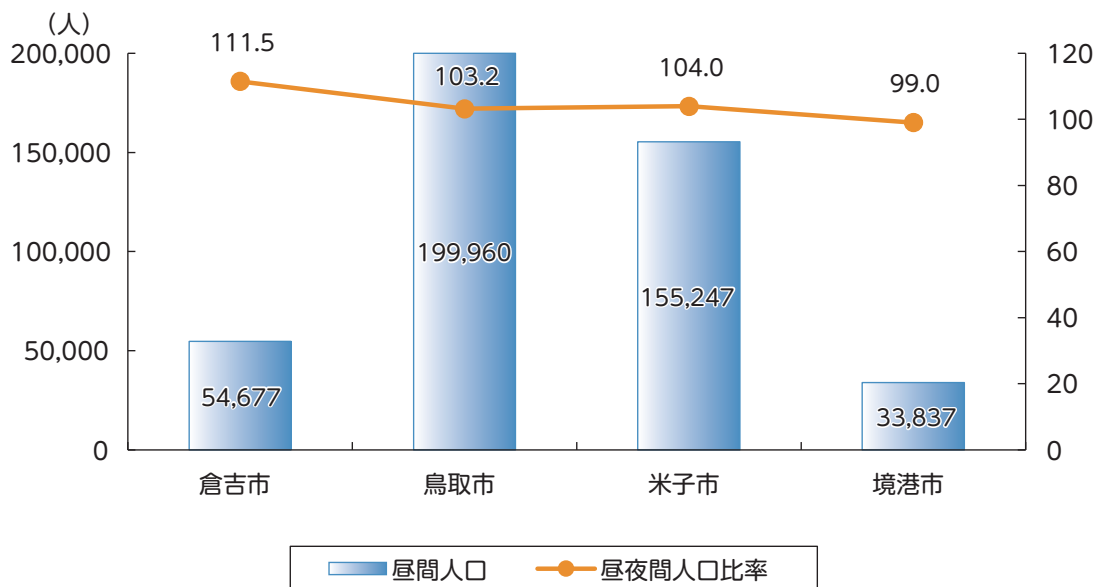
倉吉市への転入者 （5年前の常住地が他市町村）			倉吉市からの転出者 （5年前の常住地が倉吉市）				
転入元	人数	%	転出先	人数	%		
転入者合計	4,567	100.0	転出者合計	3,954	100.0		
県内小計	2,566	56.2	県内小計	2,045	51.7		
県内市町村から	鳥取市	599	13.1	県内市町村へ	鳥取市	513	13.0
	湯梨浜町	508	11.1		湯梨浜町	444	11.2
	北栄町	417	9.1		米子市	368	9.3
	琴浦町	307	6.7		北栄町	324	8.2
	米子市	282	6.2		三朝町	150	3.8
	三朝町	245	5.4		琴浦町	149	3.8
	境港市、他町村	208	4.6		境港市、他町村	97	2.5
他県から小計	1,910	41.8	他県へ小計	1,909	48.3		
上位都道府県	島根県	323	7.1	上位都道府県	岡山県 （※真庭市）	296 (23)	7.5 (5.3)
	岡山県 （※真庭市）	269 (118)	5.9 (2.6)		大阪府	211	5.3
	大阪府	265	5.8		島根県	207	5.2
	広島県	184	4.0		広島県	190	4.8
	兵庫県	178	3.9		兵庫県	173	4.4
	東京都	145	3.2		東京都	119	3.0

資料：国勢調査（5歳以上の人口）

③通勤・通学の状況

平成27（2015）年の昼間人口及び昼夜間人口比率の比較をみると、県内他市と比較して、昼間人口は鳥取市、米子市よりも少ないものの、昼夜間人口比率は111.5と大きく上回っています。

昼間人口及び昼夜間人口比率の比較（平成27（2015）年）



資料：国勢調査



ふれあいロード桜並木（上小鴨）を通学する中学生

就業者・通学者の従業地・通学地をみると、倉吉市常住者の就業者・通学者のうち8割近くが倉吉市内で従業・通学しています。

一方、他市町村に住んでいる方で倉吉市を従業地・通学地とされている方の人数は、1万人を超えています。市町村別では、湯梨浜町・北栄町・琴浦町・鳥取市・三朝町がその多くを占めています。

15歳以上の就業者・通学者の従業地・通学地（平成27（2015）年）

倉吉市常住者の従業地・通学地			倉吉市に従業・通学する人の常住地				
従業地・通学地	人数	%	常住地	人数	%		
倉吉市に常住する 就業者・通学者	26,150	100.0	倉吉市に従業・通学 する就業者・通学者	31,788	100.0		
倉吉市で従業・通学	20,594	78.8	倉吉市に常住	20,594	64.8		
自宅	3,565	13.6	自宅	3,565	11.2		
自宅外	17,029	65.1	自宅外	17,029	53.6		
他市町村へ小計	5,364	20.5	他市町村から小計	10,977	34.5		
県内へ小計	4,942	18.9	県内から小計	10,679	33.6		
県内市町村へ	北栄町	1,159	4.4	県内市町村から	湯梨浜町	3,280	10.3
	湯梨浜町	969	3.7		北栄町	2,591	8.2
	琴浦町	885	3.4		琴浦町	1,493	4.7
	鳥取市	742	2.8		鳥取市	1,335	4.2
	三朝町	729	2.8		三朝町	1,323	4.2
	米子市	327	1.3		米子市	345	1.1
	境港市、他町村	140	0.5		境港市、他町村	312	1.0
他県へ小計	397	1.5	他県から小計	298	0.9		
岡山県 (真庭市)	234 (108)	0.9 (0.4)	岡山県 (真庭市)	146 (111)	0.5 (0.3)		
島根県	43	0.2	島根県	91	0.3		

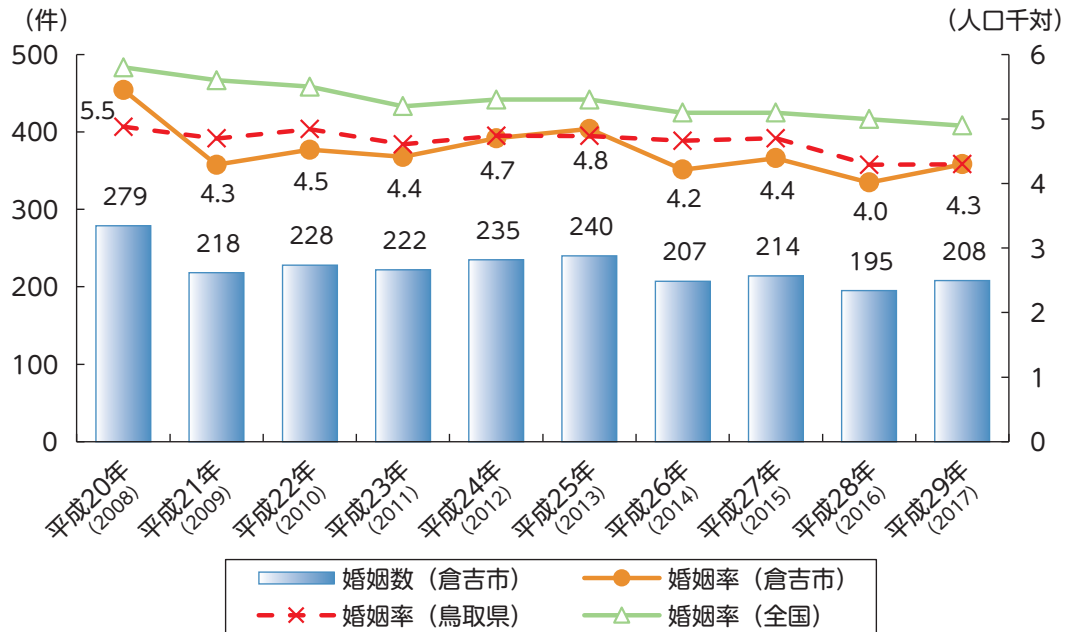
資料：国勢調査

④ 婚姻の状況

婚姻数の推移をみると、婚姻数は、年による増減はありますが、平成21（2009）年から平成25（2013）年にかけて200件台前半で推移していましたが、平成26（2014）年以降は、200件前後で推移しており、やや減少傾向となっています。

婚姻率を全国、鳥取県と比較してみると、本市は全国よりも低く、鳥取県も下回っている年が多くなっています。

婚姻数の推移

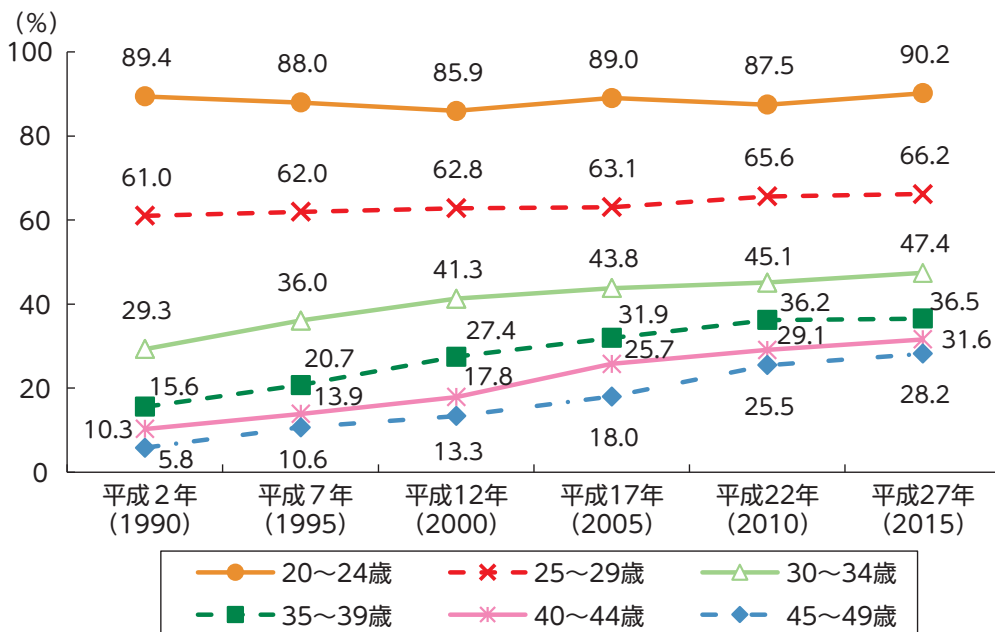


資料：鳥取県人口動態統計

未婚率の推移をみると、男性は20～24歳を除き、上昇傾向となっており、特に35～39歳、40～44歳、45～49歳では、平成2（1990）年から平成27（2015）年にかけて、20ポイント以上の上昇となっており、30～34歳でも20ポイント近い上昇となっています。

女性も20～24歳を除き、上昇傾向となっており、特に30～34歳は、平成2（1990）年から平成27（2015）年にかけて、20ポイント以上の上昇となっており、25～29歳、35～39歳も20ポイント近い上昇となっています

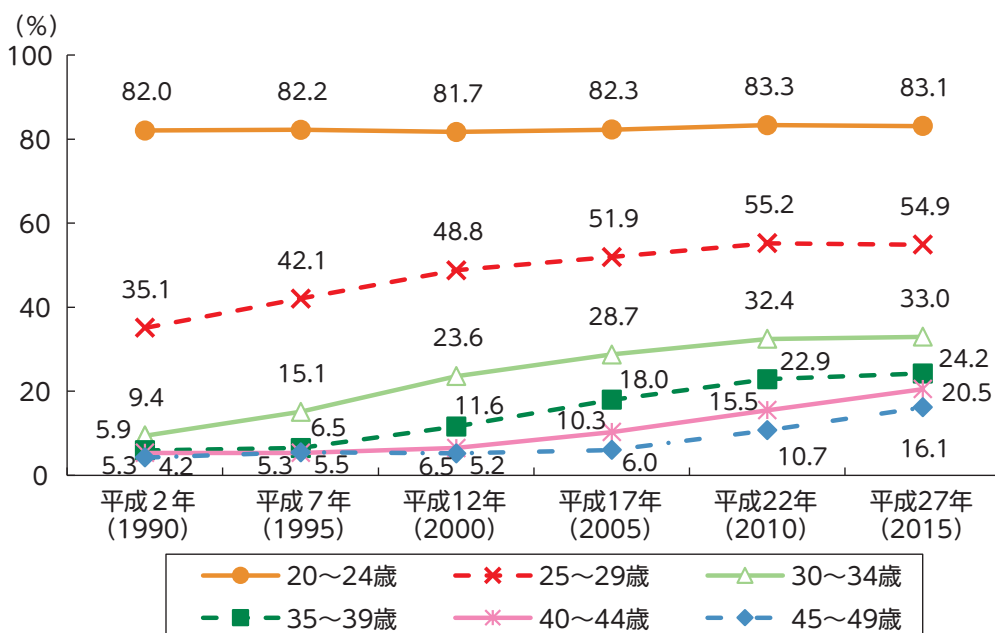
未婚率の推移（男性）



※平成12（2000）年以前の数値は、全ての年に旧関金町分を含みます。

資料：国勢調査

未婚率の推移（女性）



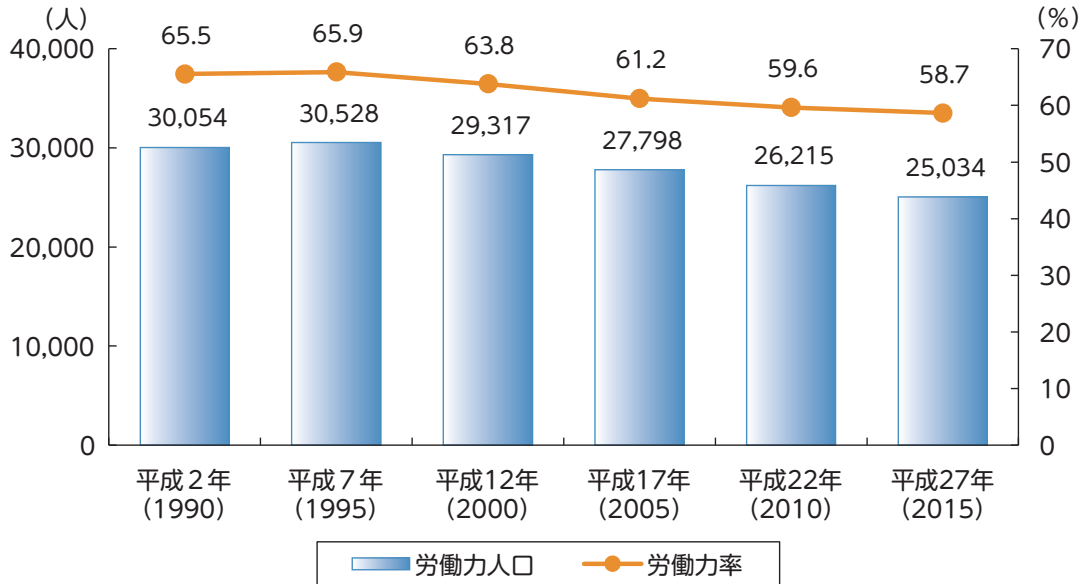
※平成12（2000）年以前の数値は、全ての年に旧関金町分を含みます。

資料：国勢調査

⑤ 就業及び産業の状況

労働力人口の推移をみると、労働力人口は、平成2（1990）年以降減少が続いており、平成27（2015）年は25,034人となっています。また、労働力率についても低下が続いており、平成22（2010）年には6割を下回り、平成27（2015）年は58.7%となっています。

労働力人口の推移

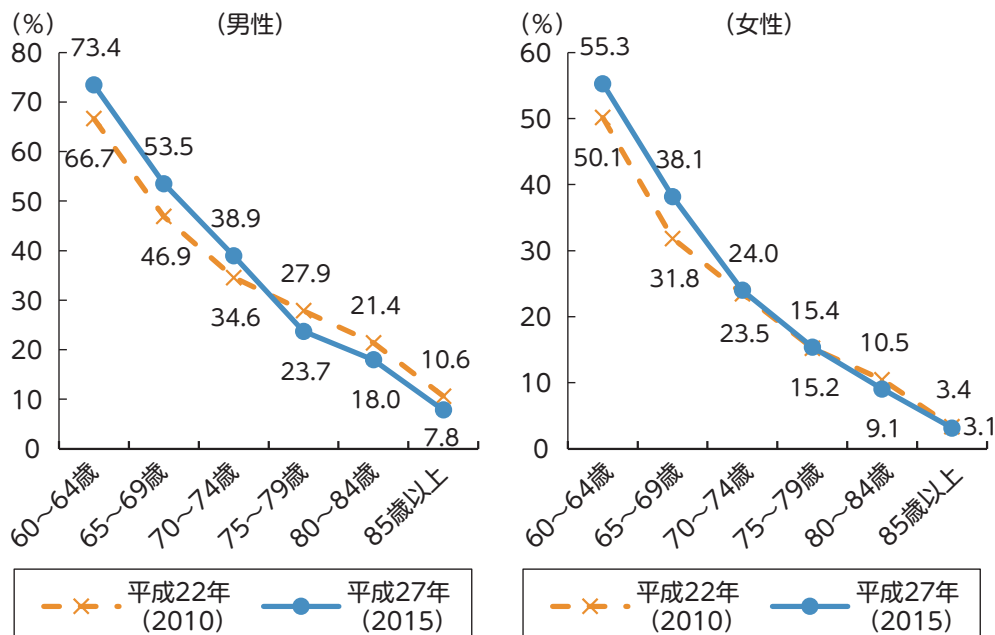


※平成12（2000）年以前の数値は、全ての年に旧関金町分を含みます。

資料：国勢調査

高齢者の就業率をみると、男性60～64歳から70～74歳、女性は60～64歳及び65～69歳で、平成22（2010）年よりも平成27（2015）年の方が高くなっていますが、男性の75歳～79歳以上は、平成27（2015）年の方が下回り、女性の70～74歳以上は同程度となっています。

高齢者の就業率

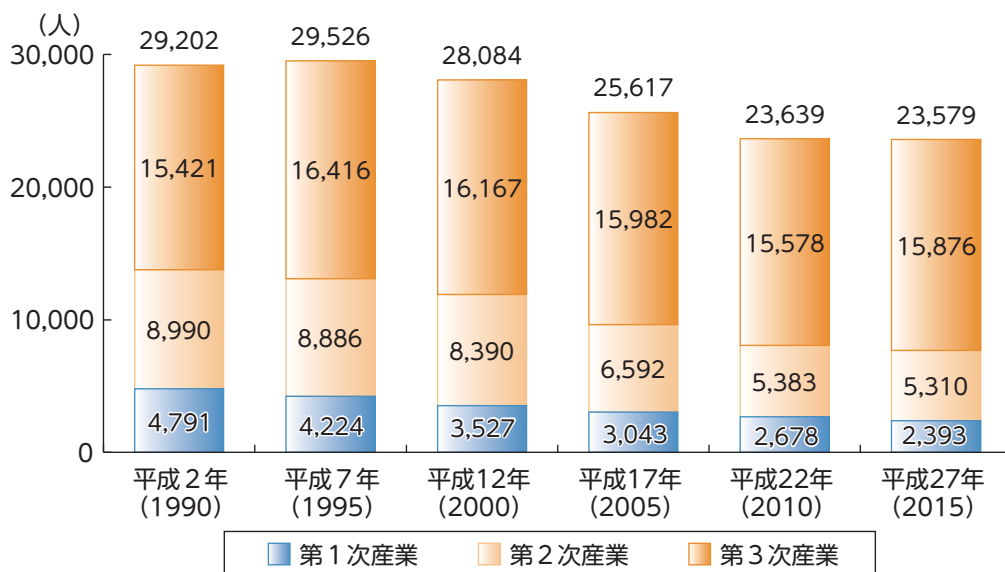


資料：国勢調査

就業者数をみると、その合計は、平成7（1995）年の29,526人をピークに減少に転じ、平成27（2015）年に23,579人となっています。産業別では、第1次産業、第2次産業での減少が続いています。

産業別就業者割合をみると、平成2（1990）年から平成27（2015）年にかけて、第1次産業及び第2次産業の減少が続き、第3次産業は増加しています。平成27（2015）年には、第3次産業の就業者割合は、全体の7割近くを占めるようになっています。

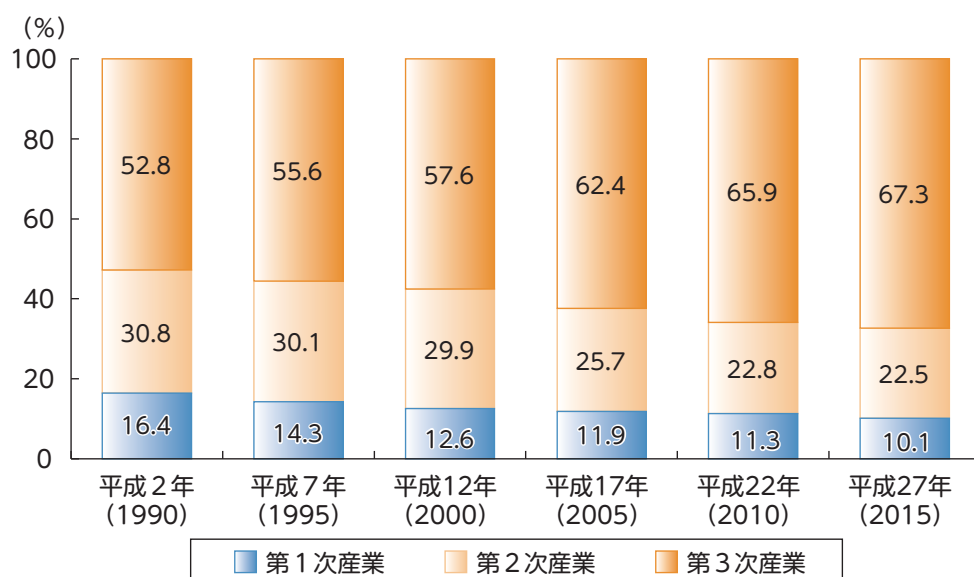
産業別就業者数



※平成12（2000）年以前の数値は、全ての年に旧関金町分を含みます。

資料：国勢調査

産業別就業者割合



※平成12（2000）年以前の数値は、全ての年に旧関金町分を含みます。

資料：国勢調査

倉吉市に住んでいる15歳以上の就業者の就業先産業をみると、平成27（2015）年では、医療・福祉が17.1%で最も高く、次いで製造業が14.2%、卸売業・小売業が14.0%となっています。平成17（2005）年と比べると、農業・林業、建設業、卸売業・小売業の割合が低くなり、その一方で、医療・福祉の割合が高くなっています。

倉吉市常住者15歳以上の就業者の就業先産業

産業分類	平成27（2015）年		平成17（2005）年		産業分類
	人数	%	人数	%	
総数	23,953	100.0	26,108	100.0	総数
A 農業、林業	2,375	9.9	3,035	11.6	農業、林業
B 漁業	18	0.1	8	0.0	漁業
C 鉱業、採石業、砂利採取業	7	0.0	14	0.1	鉱業
D 建設業	1,890	7.9	2,655	10.2	建設業
E 製造業	3,413	14.2	3,923	15.0	製造業
F 電気・ガス・熱供給・水道業	156	0.7	161	0.6	電気・ガス・熱供給・水道業
G 情報通信業	125	0.5	116	0.4	情報通信業
H 運輸業、郵便業	769	3.2	725	2.8	運輸業
I 卸売業、小売業	3,344	14.0	4,067	15.6	卸売・小売業
J 金融業、保険業	456	1.9	494	1.9	金融・保険業
K 不動産業、物品賃貸業	235	1.0	109	0.4	不動産業
M 宿泊業、飲食サービス業	1,478	6.2	1,423	5.5	飲食店、宿泊業
O 教育、学習支援業	1,284	5.4	1,202	4.6	教育、学習支援業
P 医療、福祉	4,095	17.1	3,099	11.9	医療、福祉
Q 複合サービス事業	342	1.4	519	2.0	複合サービス事業
※サービス業計 (R、L、N)	2,595	10.8	3,095	11.9	サービス業（他に分類されないもの）
R サービス業 （他に分類されないもの）	1,105	4.6	—	—	※平成17（2005）年 国勢調査では、平成 27（2015）年度の サービス業の分類が されていません。
L 学術研究、専門・ 技術サービス業	718	3.0	—	—	
N 生活関連サービス業、 娯楽業	772	3.2	—	—	
S 公務（他に分類される ものを除く）	997	4.2	972	3.7	公務（他に分類され ないもの）
T 分類不能の産業	374	1.6	491	1.9	分類不能の産業

資料：国勢調査

倉吉市に住んでいる15歳以上の就業者の職業をみると、平成27（2015）年では、専門的・技術的職業従事者が最も高く、次いで事務従事者、生産工程従事者、サービス職業従事者が続いています。

平成17（2005）年と比べると、生産工程・労務関係（小計）、農林漁業従事者の割合が低くなり、その一方で専門的・技術的職業従事者、サービス職業従事者の割合が高くなっています。

倉吉市常住者15歳以上の就業者の職業

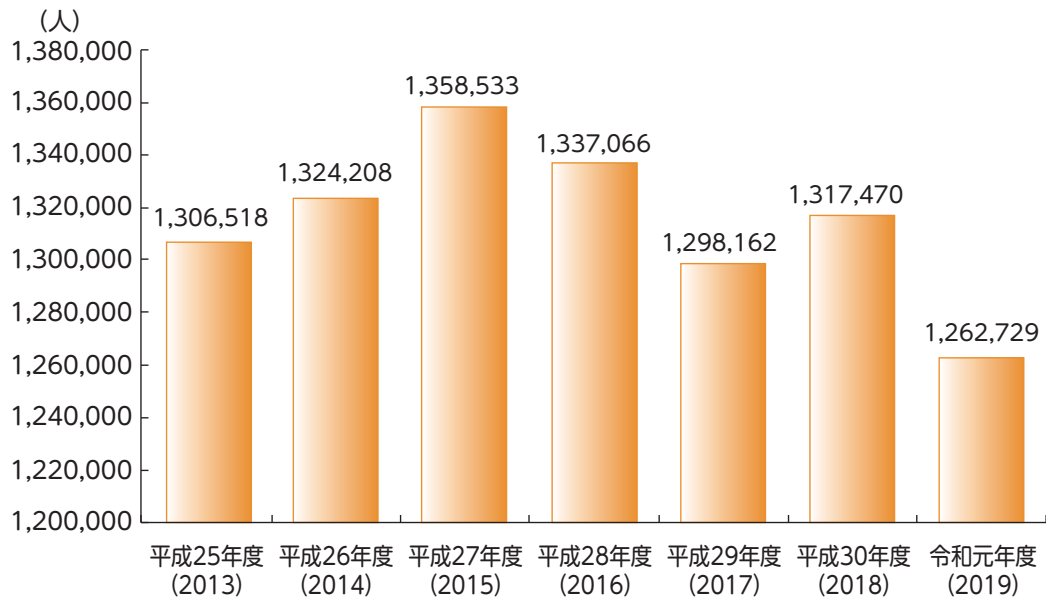
職業分類	平成27（2015）年		平成17（2005）年		職業分類
	人数	%	人数	%	
総数	23,953	100	26,108	100	総数
A 管理的職業従事者	584	2.4	662	2.5	管理的職業従事者
B 専門的・技術的職業従事者	3,910	16.3	3,581	13.7	専門的・技術的職業従事者
C 事務従事者	3,776	15.8	3,989	15.3	事務従事者
D 販売従事者	2,463	10.3	3,033	11.6	販売従事者
E サービス職業従事者	3,403	14.2	2,747	10.5	サービス職業従事者
F 保安職業従事者	317	1.3	323	1.2	保安職業従事者
G 農林漁業従事者	2,282	9.5	3,050	11.7	農林漁業作業
生産工程・労務関係小計（H～K）	6,865	28.7	8,259	31.6	※生産工程労務関係小計
H 生産工程従事者	3,540	14.8	7,472	28.6	※生産工程・労務作業
I 輸送・機械運転従事者	791	3.3	787	3.0	※運輸・通信従事者
J 建設・採掘従事者	1,167	4.9			※平成17（2005）年国勢調査では、平成27（2015）年度の生産工程・労務関係の分類がされていません。
K 運搬・清掃・包装等従事者	1,367	5.7			
L 分類不能の職業	353	1.5	464	1.8	分類不能の職業

資料：国勢調査

⑥ 観光の状況

市内観光入込客数の推移をみると、平成25（2013）年度から平成27（2015）年度にかけて増加が続いていましたが、平成28（2016）年度、平成29（2017）年度と減少が続き、平成30（2018）年度はやや増加した後、令和元（2019）年度は減少し1,262,729人となっています。

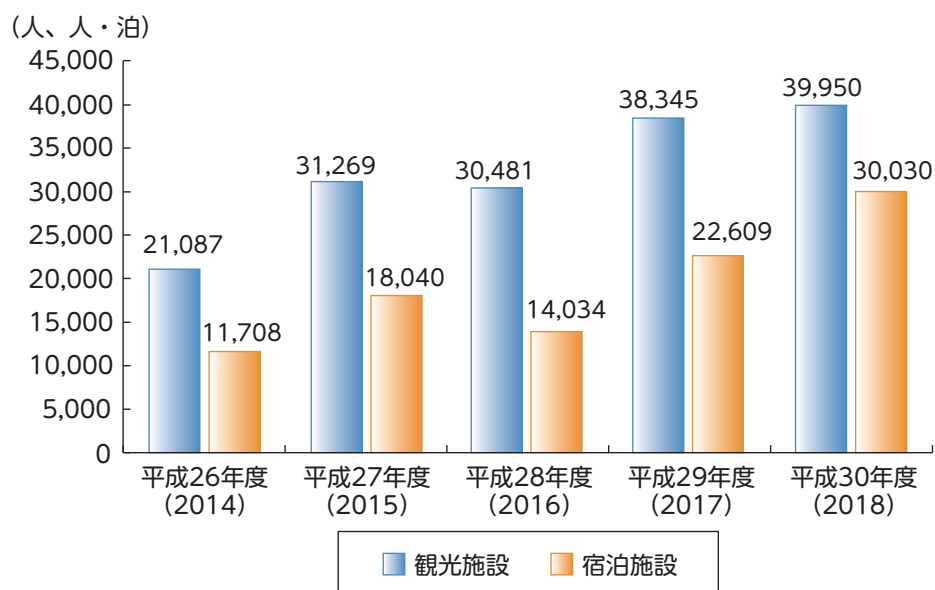
市内観光入込客数の推移



資料：倉吉市

外国人観光客入込客数の推移（鳥取県中部）をみると、観光施設、宿泊施設ともに増加傾向となっており、平成26（2014）年度から平成30（2018）年度にかけて、観光施設は約19,000人増加し、宿泊施設でも約18,000人・泊増加しています。

外国人観光客入込客数の推移（鳥取県中部）

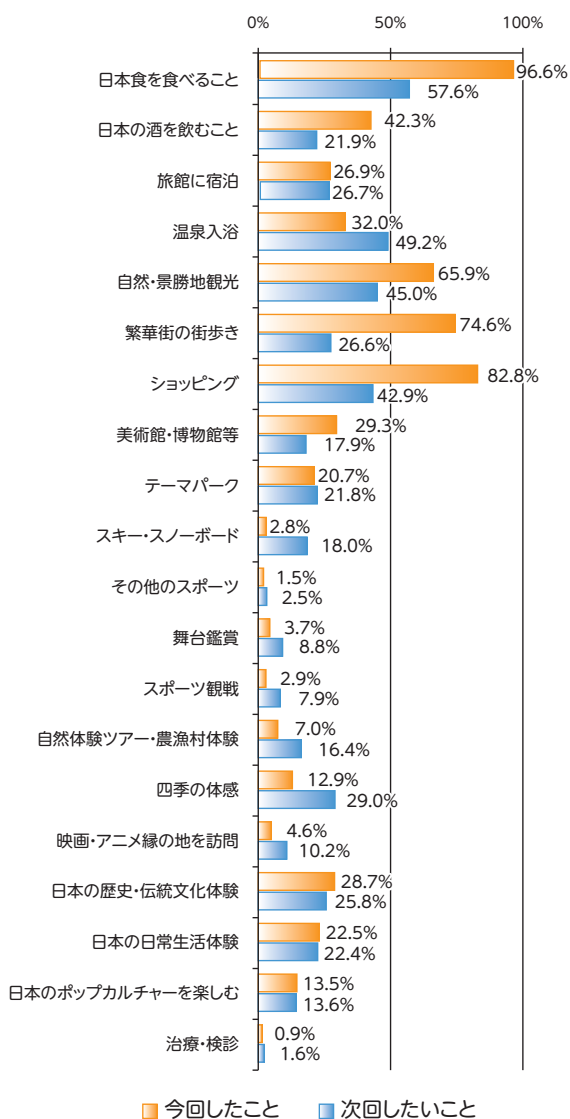


※観光施設は外国人割引制度がある施設で調査に協力の得られた施設であり、全ての施設等を調査したものではありません。
資料：観光入込動態調査（鳥取県）

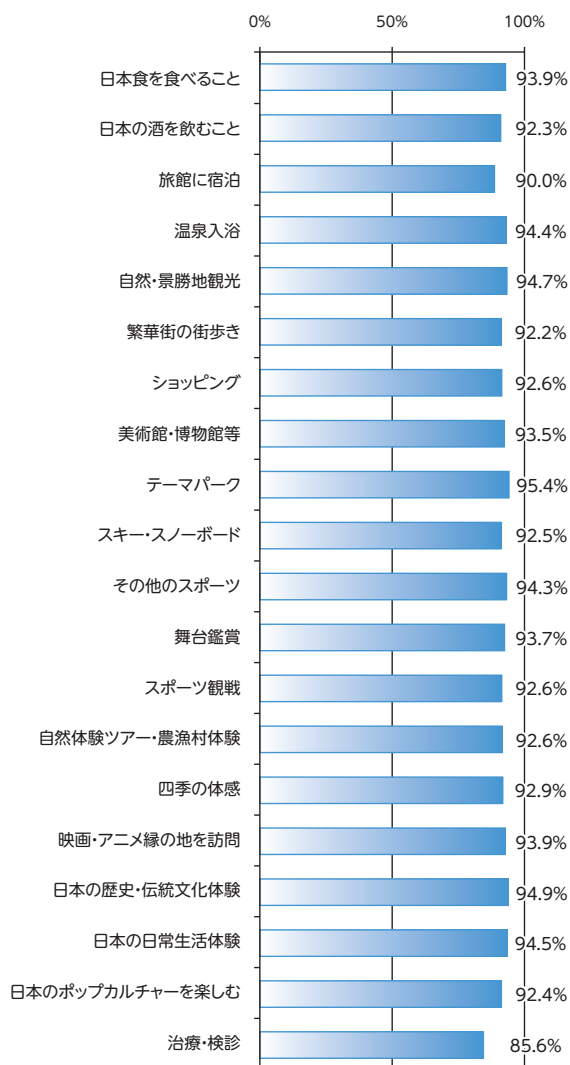
トピックス

平成29（2017）年に観光庁が行った訪日外国人消費動向調査によると、日本を訪れた外国人観光客が、今回したことは、「日本食を食べること」や「ショッピング」、「繁華街の街歩き」などが高く、次回したいことは、「日本食を食べること」や「ショッピング」、「自然・景勝地観光」などが高くなっています。また、「四季の体感」や「スキー・スノーボード」、「自然体験ツアー・農漁村体験」などは、今回したことよりも次回したいことが上回っています。このように、外国人観光客にとって、商品に価値を見出し購入する「モノ消費」よりも、日本での体験や経験などに価値を見出す「コト消費」を求めて日本を訪れていることが伺えます。

今回したことと次回したいこと
(全国籍・地域、複数回答)



今回した人のうち満足した人の割合
(全国籍・地域、複数回答)



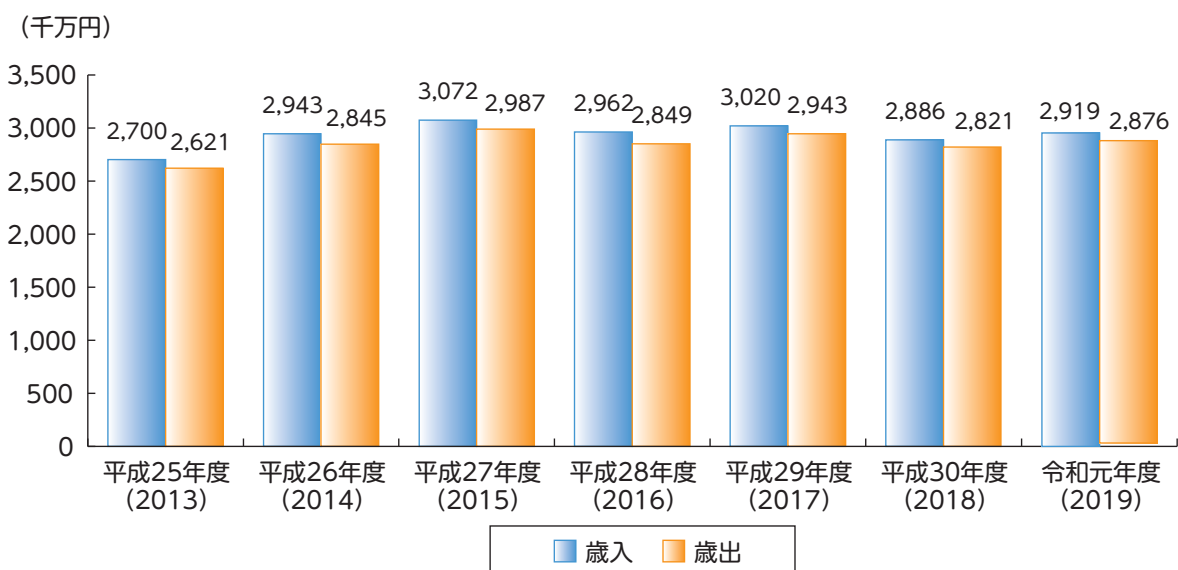
資料：訪日外国人消費動向調査（観光庁）

⑦市の財政の状況

倉吉市の一般会計の歳入・歳出の推移をみると、歳入・歳出ともに平成27（2015）年度から令和元（2019）年度にかけて減少傾向にあり、令和元（2019）年度では、歳入が約292億円、歳出が約288億円となっています。

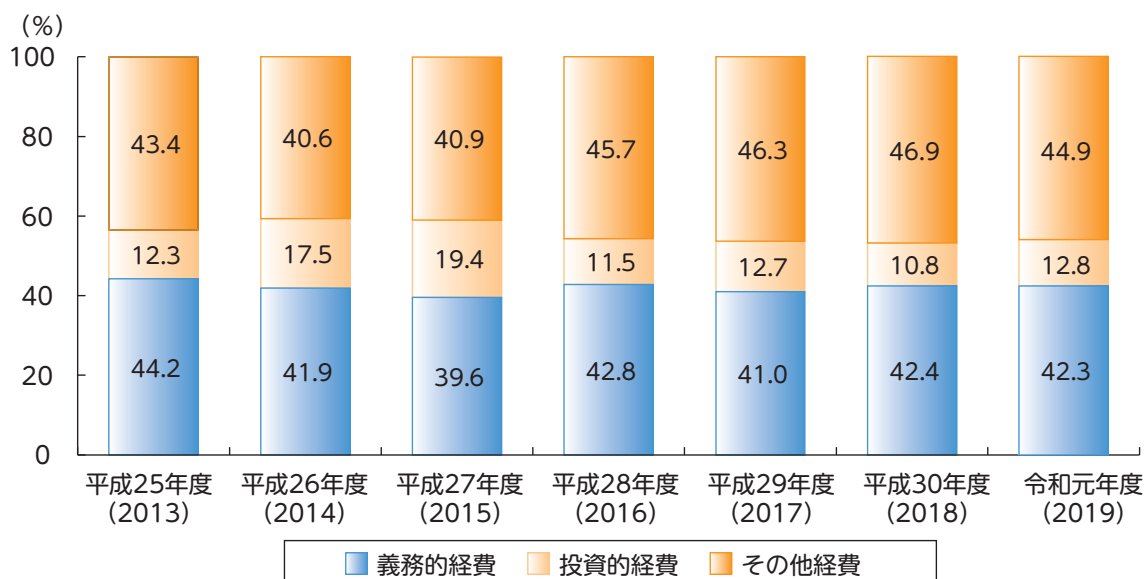
一般会計の歳出全体に占める義務的経費¹・投資的経費²の割合をみると、義務的経費（人件費、扶助費³及び公債費⁴）は、4割強で横ばい、投資的経費の占める割合は、やや減少傾向にあります。

一般会計の歳入・歳出の推移



資料：市町村決算カード（総務省）

一般会計歳出決算全体に占める義務的経費・投資的経費の割合



資料：市町村決算カード（総務省）

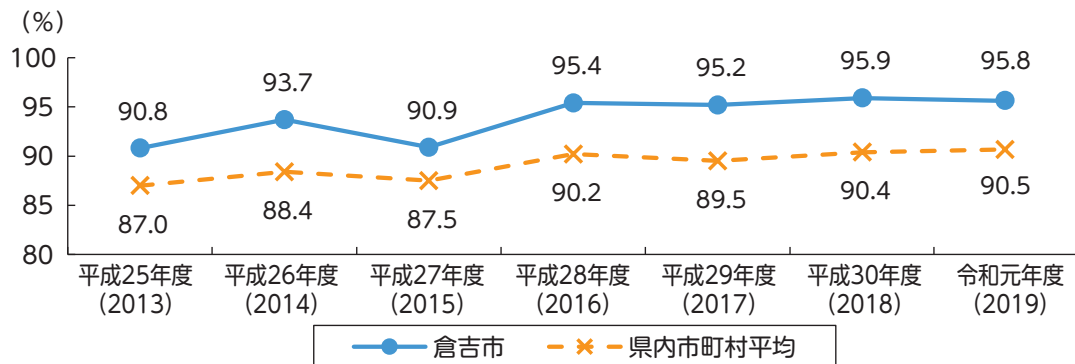
1.義務的経費：地方公共団体の歳出のうち、任意に削減できない極めて硬直性が高い経費。職員の給与等の人件費、生活保護費等の扶助費及び地方債の元利償還金等の公債費からなっている。
 2.投資的経費：道路、橋、公園、学校、公営住宅の建設など、社会資本の整備に要する経費
 3.扶助費：社会保障制度の一環として児童・高齢者・障がい者・生活困窮者などに対して地方公共団体が法令に基づいて実施する給付や、地方公共団体が単独で行っている各種扶助に係る経費。

その値が高いほど財政が硬直していることを示す経常収支比率について、市の各年度の決算値の推移をみると、いずれの年度においても県内市町村の平均を上回っており、平成28（2016）年度以降は、95%台で推移しています。

地方税の収入能力の強弱を示す財政力指数をみると、平成25（2013）年度以降0.43～0.45で推移し、いずれの年度も県内市町村の平均を上回っています。

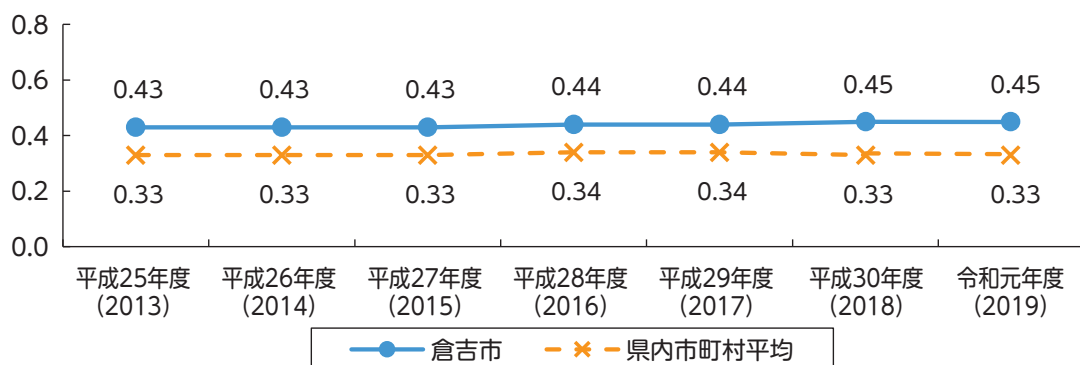
借入金の返済費用である公債費が歳出に占める割合を示す実質公債費比率をみると、平成27（2015）年度までは減少が続いていましたが、平成28（2016）年度以降は13%台で推移し、県内市町村の平均を上回っています。

経常収支比率の推移



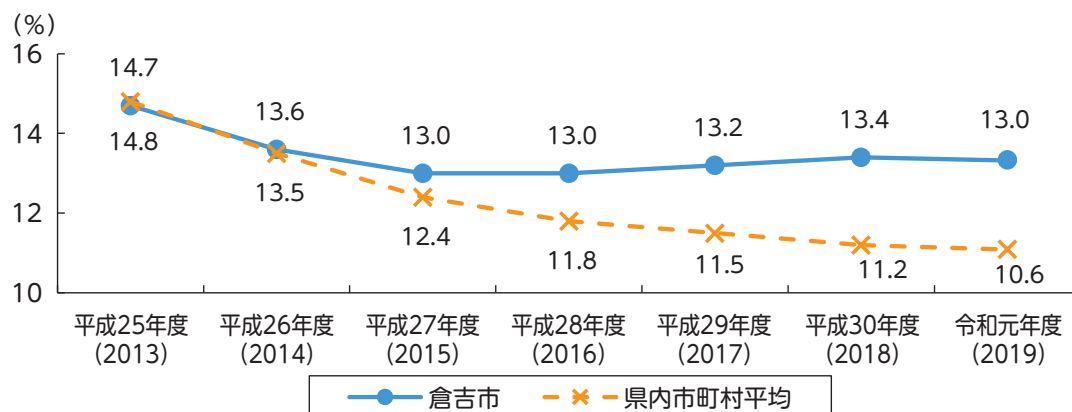
資料：地方公共団体の主要財政指標一覧（総務省）

財政力指数の推移



資料：地方公共団体の主要財政指標一覧（総務省）

実質公債費比率の推移



資料：地方公共団体の主要財政指標一覧（総務省）

4.公債費：地方公共団体が発行した地方債の元利償還等に要する経費

2. 市民参加による計画づくり

本計画の策定に当たっては、「市民参加による計画づくり」を基本的な考え方の一つに掲げ、幅広く市民の方の意見を得るため、ワークショップの手法を取り入れた市民対話集会を実施しました。当初は、多くの方に集まっていただく予定でしたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、少人数で回数を多くする手法に変更して、13の地区別、分野別、中学生・高校生・大学生の世代別で行いました。このほかアイデア募集箱の設置やLINEなどでも意見を伺いました。

いただいたご意見は、夢や希望に満ち溢れた意見や生活に密着した困りごとまで、幅広いものとなっています。特に意見の多かった人口減少対策については、市の主要課題の一つに位置づけ、人口減少社会にあっても持続可能¹なまちを目指すこととしました。また、地域の繋がりの希薄化に伴う地域力の低下を課題とする意見も多くありました。そのため、地域コミュニティ²の再構築も市の主要課題の一つとしています。さらに、一つひとつのご意見を施策ごとに分類・整理し、施策の「現状と課題」や「今後の取組方針」に反映しています。

(1) 市民対話集会の実施

①実施概要

対象：地域住民（自治公民館協議会役員、地区振興協議会役員、民生委員・児童委員、地区社会福祉協議会役員、地区公民館長など）、分野ごとの関係者、生徒・学生など

期間：令和2年5月～10月

参加人数：375人（全43回）

【内訳】	地区別	13回（120人）
	分野別	14回（106人）
	一般	3回（10人）
	世代別	13回（139人）
	うち、中学生	3回（31人）
	高校生	5回（66人）
	大学生	5回（42人）



市民対話集会の様子（西郷地区）

意見の件数：延べ904件

②テーマ

地区別：

- ・10年後、〇〇地区がすばらしいまちになっているとしたら、どのようなことが行われていますか。

分野別：

（産業振興）

- ・地域産業が元気になるためには、どのようなことが必要ですか
- ・10年後、倉吉市の農業が輝きを放っているとしたらどのようなことが行われていますか

1.持続可能：経済発展のみを優先するのではなく、自然環境や社会も両立して維持することで、将来世代の利益も損ねずに長期的な視点ですべての人のニーズを満たすこと。

2.地域コミュニティ：地域の結びつきが強く、自主的に組織された共同体で、公益性を有する活動を行うもの。

- ・10年後、鳥取県立美術館～フィギュアミュージアム～小川家住宅が賑わっているとしたら、どのようなことが行われていますか
- ・10年後、関金エリアがより魅力的になっているとしたら、どのようなことが行われていますか

(健康福祉)

- ・あなたが10年後に目指す“健康なまち”ではどのようなことが行われていますか。

(生活環境)

- ・10年後、ゴミが減っているとしたら、どのようなことが行われていますか。
- ・10年後の倉吉市が地球にやさしいまちだとしたら、どのようなことが行われていますか
- ・10年後、倉吉市が“住み続けたいまち・戻りたいまち”になっているとしたら、どのようなことが行われていますか など

(都市基盤)

- ・10年後、倉吉市における移動手段（公共交通）はどうなっていますか。

年代別・アイデア箱・LINE：

- ・10年後、倉吉市が“住み続けたいまち・戻りたいまち”になっているとしたら、そのようなことが行われていますか。 など

③主な意見

(産業振興)

- ・農作物のブランド化と周知、新規就農者を地域で支えていく仕組みが必要。
- ・大型ショッピング施設、全国チェーン店、娯楽施設が欲しい。
- ・高齢社会を見据え、移動販売の整備などが必要。
- ・デジタル社会や働き方改革³の潮流を背景に、IT企業やベンチャー企業などを空き家等に誘致してはどうか。
- ・地元企業を知るためインターンシップ⁴を充実してほしい。
- ・これまでのレトロ&クールの取組に加え、鳥取県立美術館の開館を契機に芸術（アート）の要素を加え、白壁土蔵群一帯を観光、ポップカルチャー⁵、芸術が楽しめる周遊滞在型の観光地にしてはどうか。
- ・点在している観光スポットを気軽に移動できる交通手段の確保が必要。
- ・関金温泉をサイクリングやウォーキングなどの運動の拠点として健康づくりを推進してはどうか。
- ・関金温泉に合宿を誘致してはどうか。



3.働き方改革：働く方々が、個々の事情に応じ、多様で柔軟な働き方を自分で選択できるようにするための改革のこと。

4.インターンシップ：学生等に一定期間、企業等の中で就業体験の機会を提供する制度

5.ポップカルチャー：大衆向けの文化全般のことを表すが、現在では主に若者文化としての意味合いが強い。漫画、アニメ、映画、ゲーム、ライトノベル、ポピュラー音楽、テレビなどのことを指す。

(健康福祉)

- ・ 出産祝金などを支給して子育ての経済的な支援をしてはどうか。
- ・ 子どもと遊べる場所の整備や共働き世帯のサポート、地域での見守りや支え合いが必要。
- ・ より身近な場所に高齢者の居場所をつくる必要がある。
- ・ 運動するとポイントがたまる仕組みを導入して生活習慣の中に運動を取り入れていく必要がある。
- ・ 感染症に対応できるよう遠隔医療や医療体制の充実をすべき。
- ・ 人権について大人と子どもが一緒に学び合う必要がある。



(教育文化)

- ・ 分野では、学校と地域住民や団体、企業などが連携して倉吉について学ぶ機会を作ることが必要。
- ・ 英語やITなど、国際化、デジタル化に対応できる学力が必要。
- ・ 高校生が自主学習できる場所をつくってほしい。
- ・ 鳥取県立美術館の開館を契機に芸術のまちにしてはどうか。



(生活環境)

- ・ 移住を促進するため、空き家をシェアハウス¹にしたり、サテライトオフィス²にしてはどうか。
- ・ 子どもたちのUターンを促進するため、地元への愛着を育てることや、やりたいことに挑戦できる環境づくりが必要。
- ・ ごみの分別や環境問題に、子どもと大人と一緒に学ぶ機会を作ることが必要。
- ・ 高校生が暗くなっても安心して歩けるように街灯やパトロールを増やすべき。



(都市基盤)

- ・ 道路ネットワークを構築して快適に移動できるようにしてほしい。
- ・ バスの本数の増便や路線の見直しなど、効率的な運行をしてほしい。
- ・ 山間部では、共助交通³などにより、ドアツードアの新たな公共交通が必要。
- ・ 高速バスや電車・飛行機のアクセスなど、都市部との繋がりが必要。
- ・ 自然を大切に残していきたい。
- ・ 徒歩や自転車で生活ができるコンパクトなまちづくりが必要。
- ・ 若い世代が定住できるよう、宅地造成をしてはどうか。
- ・ 防災訓練を地域イベントと併せて実施することで防災に対する意識を高めてはどうか。



(行政経営)

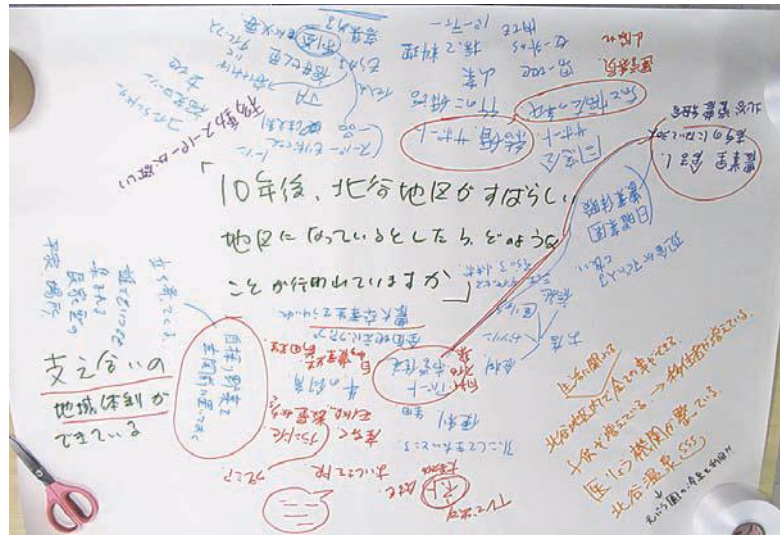
- ・ 市民が交流できる場所をつくることや、人が集まるための工夫が必要。また、地区公民館を交流拠点にしてはどうか。
- ・ 地域の担い手が高齢化するなかで、これまでどおりではなく、行事の簡素化や情報化も取り入れていく必要がある。
- ・ 大学生が地域活動に参加しやすくなるよう、受入環境の整備や情報共有が必要。



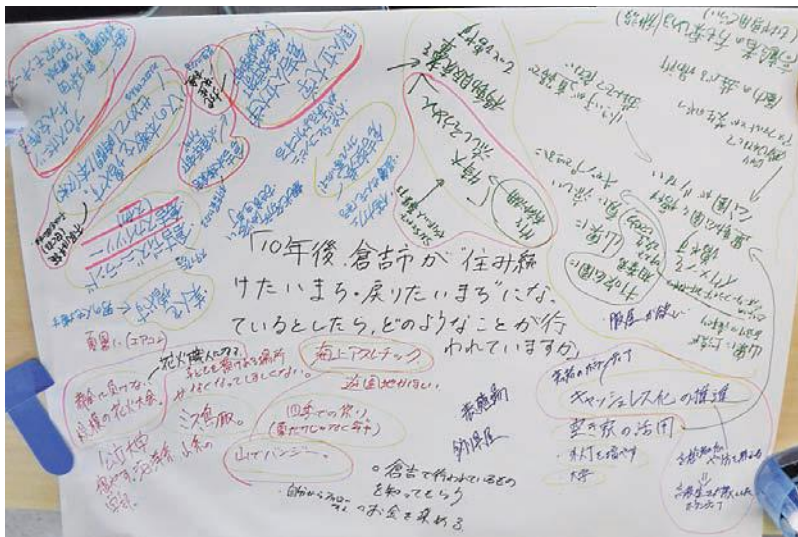
1.シェアハウス：1つの住居に複数人が共同で暮らすこと。それぞれの個室があり、キッチンやリビング、バスルームなどを共同で利用することが多い。

2.サテライトオフィス：企業の本社・本拠地から離れた場所に設置する小規模なオフィスのこと。

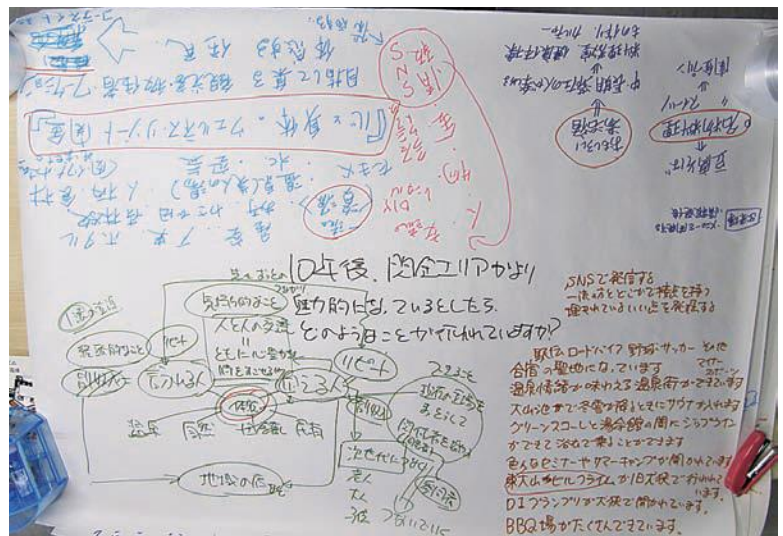
3.共助交通：バスやタクシーなどの公共交通機関だけでは十分な輸送サービスが確保できない場合、NPO法人や地域の自主組織（まちづくり団体）等の非営利団体が、自家用自動車を使用して有償または無償で行う輸送サービス



地区別市民対話集会（北谷地区）



世代別市民対話集会（高校生）



分野別市民対話集会（関金エリアの観光振興）

3. 時代の潮流を踏まえた市の主要課題

(1) 人口減少の進行と超高齢社会の到来



我が国の総人口は、平成20（2008）年をピークに減少局面に入り、出生数の減少や高齢化の進行を背景に、今後も減少が続き、一層少子高齢化が進行していく見込みとなっています。

この状況が進行していくことで、地域の過疎化や国内消費の減少、社会保障費の増加など暮らしや社会のさまざまな面において、大きな影響を及ぼすことが予想されます。

本市では少子高齢化や人口減少が加速しており、今後、移住・定住の促進や結婚・出産・子育てを行いやすい環境づくり、一人ひとりが生きがいを持って社会で活躍できる環境づくりなど、誰もが安心して住みやすく、持続可能¹なまちづくりを進めていくことが求められています。

(2) 地域コミュニティの再構築



我が国では、未婚化、少子化などの影響による単独世帯の増加や、産業構造・就業構造の変化などにより、保育や介護ニーズの増大、生活困窮や複合的な課題を抱える世帯の増加などが進んでいます。また、価値観やライフスタイルの多様化などにより、地域におけるつながりが希薄化し、支え合いを含めた地域力の低下が社会的な問題となっています。

本市でも同様のことが懸念されており、今後更に複雑化・多様化する地域課題に対応し、持続可能な地域をつくるため、全市的なまちづくりを担う行政と自治公民館、地区振興協議会、地域づくり団体など地域を支えるさまざまな主体が役割を分担し、各地区コミュニティセンターを連携の拠点として、地域特性、地域資源を十分に活かしながら、解決策を自ら実行できるよう地域コミュニティ²を再構築するとともに、支える人材を育成し、その活動が活性化していくことが求められています。

(3) 自然災害の激甚化と感染症リスクの拡大



近年我が国では、度重なる大規模地震や集中豪雨などの自然災害が発生し、全国各地で大きな被害をもたらしています。また、今後も、こうした大規模自然災害の発生が懸念されています。

本市でも平成28（2016）年10月21日午後2時7分ごろ、鳥取県中部を震源とするマグニチュード6.6、最大震度6弱の鳥取県中部地震が発生しました。激しい揺れにより屋根の棟が崩れるなど、多くの家屋が被災し、避難生活を余儀なくされた方も多数に上りました。

また、令和2（2020）年1月から、新型コロナウイルス感染症の拡大により、市内でも新たな日常に対応した生活が求められています。さらに、大規模災害との複合災害に備え、平時の事前準備や地域防災力の強化、避難所における感染症対策など、万全の備えが求められています。

1. 持続可能：経済発展のみを優先するのではなく、自然環境や社会も両立して維持することで、将来世代の利益も損ねずに長期的な視点ですべての人のニーズを満たすこと。

2. 地域コミュニティ：地域の結びつきが強く、自主的に組織された共同体で、公益性を有する活動を行うもの。

3. Society5.0：狩猟社会(Society 1.0)、農耕社会(Society2.0)、工業社会(Society 3.0)、情報社会(Society 4.0)に続く、新たな社会を指すもので、サイバー空間(仮想空間)とフィジカル空間(現実空間)を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会(Society)。人工知能(AI)により、必要な情報が必要な時に提供され、新たな技術で少子高齢化、地方の過疎化、貧富の格差などの課題の解決を目指す。

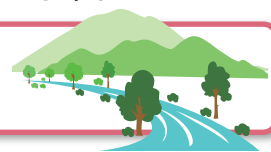
(4) 経済環境の変化への対応



近年我が国ではSociety5.0³社会の実現に向けた情報化の進展や経済のグローバル化⁴、ボーダーレス化⁵が進展しています。第1次産業においては、農作業の効率化や省力化による生産性の向上に向けてスマート農業⁶が推進されています。一方、海外からの安価な輸入品との価格競争を強いられている農作物や魚介類などの食料品もあり、世界的な競争にさらされ地域経済の疲弊がみられます。さらに、AI⁷の導入により物流や通信が劇的に変わっていく中で、消費行動も多様化し、時間や場所などの物理的な制約がなくなっています。

今後は、地域特性にあった企業の誘致やAI、IoT⁸等を含むクリエイティブで付加価値の高い産業分野での創業など、社会経済環境の変化に対応できる産業構造を確立し、地域に若者を惹きつける雇用の場を生み出し、地域経済を活性化させることが求められています。

(5) 環境問題への対応



温室効果ガス⁹の大量排出に伴う地球温暖化や途上国での森林減少・劣化などにより、地球規模で異常気象の増加や生物多様性の損失といったさまざまな環境問題が進行しています。我が国も、国際社会の一員として、地球環境の保全に向けた具体的な取組が強く求められています。

こうした中、本市においても持続可能な社会システムの形成に向けた再生可能エネルギー¹⁰の導入など、環境施策の展開が重要となっています。

また、本市の自然豊かな環境は、将来に引き継いでいかななくてはならない大切な財産であり、適切な保全を考慮しながら活用していくことが求められます。このため、環境問題に対する一人ひとりの意識を高め、市民、各種団体などとの協働のもと、環境を保全する活動を総合的に推進し、持続可能な循環型社会¹¹の形成を進めていくことが求められています。

(6) SDGsの推進



SDGs（エス ディー ジーズ）とは、平成27（2015）年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）」のことで、令和12（2030）年を期限とし、国際社会全体で取り組むべき17の目標と169のターゲットで構成された「誰一人取り残さない」ことを理念とした国際社会共通の目標です。SDGsは発展途上国だけでなく、先進国においても取り組むべき普遍的な目標であり、気候変動や生物多様性などに関するもののほか、経済発展や社会福祉などに関するものが含まれ、それぞれを相互に関連させることにより複数の課題を統合的に解決することが目指されています。我が国においては、平成28（2016）年12月に、「SDGs実施指針」が策定され、地方公共団体においても地方創生¹²に向けた自治体SDGsを推進し、その達成に向けた取組が求められています。

本市においても、SDGsの認知度を高めるとともに、市民の生活や暮らしに密接に関わる問題などについて、「経済・社会・環境」の3つの側面の関係者が互いに連携しあい、新しい価値創出を通して自立的好循環を生み出し、解決できるまちづくりが求められています。

4. グローバル化：通信・交通手段の発達、経済活動等の自由化の進展などにより、人々の行き来、情報交換や経済活動などが世界的規模で行われること。

5. ボーダーレス化：国境を始め、業種、業態、時間、組織、人格、仕事や性別などの境界がない社会になること。

6. スマート農業：ロボット技術や情報通信技術（ICT）を活用して、省力化・精密化や高品質生産を実現する等を推進している新たな農業のこと。

7. AI：Artificial Intelligenceの略。人工的な方法による学習、推論、判断等の知的な機能の実現及び人工的な方法により実現した当該機能の活用に関する技術のこと。

（※8～12は次ページに記載）

トピックス

SDGsは、17の目標を、その性質ごとに5つに分類することができます。（分類した頭文字をとって「5つのP」と呼ばれています。）

一つの目標だけでなく、複数の目標を同時に考えることでSDGsの目指す姿が想像しやすくなります。一つの目標を達成しても、別の目標の妨げになっている可能性があります。例えば、経済が発展するほど環境破壊が起きているかもしれません。SDGsは、環境に配慮した技術を生み出したり、一人ひとりがSDGsを意識した行動をすることで、経済発展と環境保全の両立の目標を達成しようとしています。

1つ目のP

人間生活 (People)

食べ物や綺麗な水があり、衛生的な環境で健康的に暮らすことができ、お互いを尊重し、平等に学ぶことができるようにします。生きていくための基本的な部分に関することです。



2つ目のP

豊かさ・繁栄 (Prosperity)

すべての人間が豊かさと安全・安心を実感できる生活を送り、豊かな自然と経済的な発展が調和した社会にします。



3つ目のP

地球環境 (Planet)

大量生産・大量消費の社会ではなく、将来にわたって自然の恵みを受けられるように、天然資源の持続的な管理や持続可能な消費と生産、気候変動への対応などを通じて地球を守り、次の世代に引き継いでいきます。



5つ目のP 協働 (Partnership)

国と国、国と地方、企業や団体、一人ひとりにいたるまで、あらゆる関係者が協力し合い、すべての人々の参加により、様々な問題を解決していきます。



4つ目のP 平和 (Peace)

貧困、人権侵害、環境破壊などを引き起こす紛争をなくし、恐怖と暴力のない平和な社会を育てます。平和なくして持続可能な開発は達成できません。また、持続可能な開発なくして平和は実現しないと考えられています。

- 8. IoT：Internet of Thingsの略で、自動車、家電、ロボット、施設などあらゆるモノがインターネットにつながり、情報のやり取りをすること。
- 9. 温室効果ガス：地球をくるむ毛布のように太陽からの熱を閉じ込めて保温する動きのある気体。メタンや一酸化二窒素、代替フロンなどがあるが、人間が出している8割近くは化石燃料の燃焼や森林破壊に伴う二酸化炭素。
- 10. 再生可能エネルギー：太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱など、エネルギー源として永続的に利用できると認められるもの。
- 11. 循環型社会：ごみの発生が抑えられ、ごみが発生した場合は、循環的に利用できるものについては資源として利用し、循環的に利用できないものについては適正に処分されることにより、天然資源の消費を抑え、環境へ与える影響ができる限り低減される社会のこと。
- 12. 地方創生：東京圏への人口の過度の集中を是正し、地方の人口減少に歯止めをかけ、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、自律的かつ持続的で魅力ある社会を作り出すこと。

図表 持続可能な世界を実現するための17の目標とその内容

**貧困をなくそう**

あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ

**人や国の不平等をなくそう**

国内および国家間の不平等を是正する

**飢餓をゼロに**

飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する

**住み続けられるまちづくりを**

都市を包摂的、安全、レジリエントかつ持続可能にする

**すべての人に健康と福祉を**

あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する

**つくる責任 つかう責任**

持続可能な消費と生産のパターンを確保する

**質の高い教育をみんなに**

すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する

**気候変動に具体的な対策を**

気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る

**ジェンダー平等を実現しよう**

ジェンダー¹³の平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメント¹⁴を図る

**海の豊かさを守ろう**

海洋と海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する

**安全な水とトイレを世界中に**

すべての人々に水と衛生へのアクセスを確保する

**陸の豊かさも守ろう**

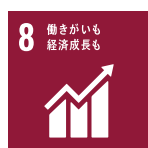
森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る

**エネルギーをみんなに
そしてクリーンに**

手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する

**平和と公正をすべての人に**

公正、平和かつ包摂的な社会を推進する

**働きがいも経済成長も**

すべての人々のための包摂的かつ持続可能な経済成長、雇用およびディーセント・ワーク¹⁵を推進する

**パートナーシップで目標を
達成しよう**

持続可能な開発に向けてグローバル・パートナーシップを活性化する

**産業と技術革新の基盤をつくろう**

レジリエント¹⁶なインフラを整備し、持続可能な産業化を推進するとともに、イノベーション¹⁷の拡大を図る

13.ジェンダー：生物学的な性別に対して、社会的・文化的につくられた性別のことを指す。社会によってつくり上げられた「男性像」「女性像」のような男性、女性の別のこと。

14.エンパワーメント：個人や集団が本来持っている潜在能力を引き出すことを意味し、自ら主体的に行動することによって状況を変える力をつけること。

15.ディーセント・ワーク：働きがいのある人間らしい仕事のこと。ILO（国際労働機関）の活動の主目標と位置づけられている。

16.レジリエント：災害発生時等に甚大な被害を負わない強さと、被害から速やかに復旧するために必要なしなやかさ。

17.イノベーション：新たな技術の発明・利用など、社会に変化をもたらす革新のこと。

